

広島県立みよし公園
指定管理者募集要項

令和7年7月
広島県

広島県立みよし公園 指定管理者募集要項

【 目 次 】

〈広島県立みよし公園指定管理者募集要項〉

1	施設の概要	1
2	申請資格	1
3	公募に関するスケジュール等	2
4	申請の際に提出する書類の内容	3
5	審査基準等	4
6	業務の範囲及び具体的内容	6
7	自主事業の提案	6
8	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）	6
9	利用料金収入	6
10	指定期間	6
11	協定	6
12	その他	7

〈別添〉

1	情報セキュリティに関する特記事項	10
2	電子データの保存等に関する届出書（別記様式）	13

〈広島県立みよし公園業務仕様書〉【別紙1】

第1	施設の概要	
1	みよし公園の区域	14
2	みよし公園の施設概要	14
3	開園日及び利用時間	14
第2	管理運営に係る基本理念	14
第3	管理運営体制	
1	責任者の配置	15
2	職員の配置	15
第4	関係規程の遵守	
1	都市公園及び指定管理者関係諸規程	15
2	その他関係諸規程	16
第5	業務の内容と基準	
第5-1	施設の運営に関する業務	
1	利用料金の徴収・減免等業務	16
2	利用調整・受付業務	16
3	利用許可・指導業務	17

4	利用促進業務	17
第5-2	施設の維持管理に関する業務	
1	一般事項	17
2	植栽管理業務	18
3	清掃業務	18
4	警備・交通誘導業務	18
5	建築設備の点検・保全業務	18
6	公園施設の点検・保全業務	19
7	備品管理業務	19
第5-3	施設の修繕に関する業務	
1	応急的な修繕	20
2	計画的な修繕	20
3	修繕内容の記録	20
4	県が行う大規模修繕に伴う利用調整	20
第5-4	県との連絡調整に関する業務	
1	県の決定権限に係る書類の送付	21
2	業務の実施に係る報告書等の提出	21
3	県の施策・調査への協力	21
第6	自主事業にあたっての遵守事項	
1	実施に係る手続	22
2	実施に係る経費	22
3	申請時に提案した自主事業	22
第7	各施設における特記事項	
1	プール	22
2	こども広場（遊具）	23
第8	管理運営に係る遵守事項	
1	事故・災害等発生時の対応	23
2	保険への加入	24
3	必要となる経費	24
4	再委託の制限	25
5	省エネルギー対策	25
6	受動喫煙対策	25
7	施設命名権	25
8	その他	25

〈付属資料〉

- 1 広島県立みよし公園区域図【別紙2】
- 2 広島県立みよし公園施設概要【別紙3】
- 3 広島県立みよし公園植栽管理基準【別紙4】
- 4 広島県立みよし公園施設屋内清掃基準【別紙5】
- 5 広島県立みよし公園電気設備一覧表【別紙6】
- 6 広島県立みよし公園機械設備一覧表【別紙7】
- 7 広島県立みよし公園設備保守点検業務一覧表【別紙8】

〈参考資料〉

- 1 広島県立みよし公園 利用及び収入状況【参考資料1】
- 2 広島県立みよし公園 光熱水量【参考資料2】

〈様式〉

- 1 指定申請書【様式第1号】
- 2 事業計画書【様式第2号】
- 3 共同企業体協定書（例）【様式第3号】
- 4 申立書【様式第4号】
- 5 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書【様式第5号】
- 6 質問票【様式第6号】
- 7 指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書【様式第7号】

この募集要項において、関係諸規程の表記を次のとおりとする。

- ・広島県公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例 ⇒ 手続条例
- ・広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ⇒ 手続規則
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号） ⇒ 法
- ・広島県都市公園条例（昭和55年広島県条例第29号） ⇒ 条例
- ・広島県都市公園条例施行規則（昭和55年広島県規則第71号） ⇒ 施行規則
- ・広島県立みよし公園管理運営規則（平成3年規則第71号） ⇒ 管理運営規則
- ・広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲
（令和元年告示第437号） ⇒ 告示
- ・広島県立みよし公園の管理に関する包括協定書 ⇒ 協定

広島県立みよし公園指定管理者募集要項

広島県立みよし公園の指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

- (1) 施設名称 広島県立みよし公園（以下「みよし公園」という。）
愛称：電光石火みよしパーク
- (2) 所在地 広島県三次市四拾貫町神田谷
- (3) 設置目的 備北地域住民の文化及びスポーツと多様なレクリエーション活動の振興に資するため
- (4) 公園面積 50.9 h a
- (5) 主な施設 カルチャーセンター（アリーナ）、温水プール、パークゴルフ場、テニスコート、文化の広場、こども広場、しょうぶ園など
（詳細は「広島県立みよし公園業務仕様書」【別紙1】のとおり）

2 申請資格

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）
※ 法人格を持たない団体の例
 - ・ 町内会等の権利能力なき社団
 - ・ 民法第667条に規定された、2以上の事業者が出資をして共同事業を営む旨の契約によって成立した組合（共同企業体）
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。（共同企業体の形態をとる場合には、構成員全てが該当しないこと。）
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者。ただし、この公募に係る申請から指定されるまでの間に限る。
 - オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 1者で申請する場合は、広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。共同体を構成する場合は、少なくとも1者は、広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 施設の管理に当たって、資格・免許等が必要な場合は、その資格等を有すること。（外部に委託する場合は委託先が資格及び免許等を有していること。）

(5) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体及び事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。

ア グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。

イ 同時に複数のグループの構成員となることはできない。

※ 事業協同組合における構成員とは、担当組合員をいう。

3 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和7年7月18日（金）から令和7年9月24日（水）まで
ただし、土・日、祝日を除く。

イ 配布時間 8時30分から17時15分

ウ 配布場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号（県庁北館5階）

広島県土木建築局都市環境整備課下水道公園グループ

電話：082-513-4142

メールアドレス：dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp

※1 広島県のホームページにも掲載しています。

※2 7月25日（金）までは県庁北館1階仮設の執務室となります。

(2) 現地説明会

ア 日時 令和7年8月8日（金）13時から

イ 場所 みよし公園カルチャーセンター

ウ 内容 募集要項等の説明及び施設見学

エ 参加人数 各団体2名までとする。

オ 申込方法 指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書【様式第7号】を令和7年8月1日（金）17時までに電子メールで提出すること。件名は「みよし公園現地説明会申込」とすること。

カ その他 説明会に参加しないことにより、審査において不利になることはない。酷暑が予想されるため、参加者は各自対策をとること。

(3) 公募に関する質問と回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとする。

ア 受付期間 令和7年7月22日（火）から令和7年8月22日（金）17時まで

イ 受付方法 交付場所の連絡先に電話連絡のうえ、質問票【様式第6号】を電子メールで提出すること。件名は、「みよし公園質問書提出」とすること。

ウ 提出先 3(1)ウ配布場所と同じ。

エ 回答方法 質問に対する回答は、原則として、県のホームページに随時掲載する。

(4) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月24日（水）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時までの間

ウ 受付場所 3(1)ウ配布場所と同じ。

エ 提出方法 受付場所に、持参又は郵送すること。

郵送の場合は、令和7年9月24日（水）必着とする。

オ その他 提出後は、軽微な変更を除き、提出書類の記載内容を変更することはできない。

(5) 選定委員会が行うヒアリング

知事が任命した委員により構成する広島県指定管理者選定委員会都市部会（以下「都市部会」という。）において、提出書類による事前審査を行ったのち、令和7年10月下旬ごろに申請者のプレゼンテーションを含め、総合的な本審査を行う。

なお、開催日時、開催場所等については、申請者に対し別途通知する。

(6) 選定結果の通知

申請者の名称、得点等の選定結果については、令和7年11月下旬頃に、申請者全員へ通知するとともに、県ホームページで公表する。

(7) 指定管理者の指定（通知・告示）及び協定の締結

広島県議会の令和7年12月定例会に指定管理者の指定の議案を提出の上、議決後に指定管理者の指定通知・告示を行い、協定を締結する。

4 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(3)までの書類を正本1部、副本9部を提出すること。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A列4とし、ファイル等に綴じて提出すること。

(1) 指定申請書【様式第1号】

(2) 事業計画書【様式第2号の1から第2号の4】

(3) 手続規則第3条第2項の添付書類（共同企業体の形態をとる場合は、構成員全てについて提出すること。）

ア 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類

イ 法人等であることを証する書類

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書

※ 「共同企業体協定書」【様式第3号】には、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称、所在地、業務分担及び出資割合などの他、構成員の交替、脱退及び加入などの変動についての項目は、県及び構成員の承認が必要である旨も記載すること。

ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度（令和6年度）の事業報告書及び前事業年度から3箇年の計算書類等、経営の状況を明らかにする書類

- ・ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみを添付すること。
- ・ グループで申請する場合には、全構成員について提出すること。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度（令和7年度）の事業計画書、収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（本要項2(2))に該当しないことを証する書類

- ・ 申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書【様式第4号】

- ・ 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など
- ・ その他の事由の確認については、代表者からの申立書、県税の滞納（未納）がないことを証する書類など

カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書【様式第5号】

キ みよし公園と同種又は類似の施設の管理運営実績（名称、所在地、内容、規模、年間集客数、管理運営体制、管理運営期間、管理運営経費が分かる書類）[実績がある場合]

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

区 分	障害者の雇用状況を確認できる書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体者障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証 等

ケ 電子データの保存等の状況を確認できる書類

管理業務の遂行に当たって、個人情報や電子データを取り扱う場合は、電子データの保存等の状況を確認できる書類（別添「情報セキュリティに関する特記事項」の別記様式）

※指定管理者が第三者に業務を委託する場合（当該業務に係る個人情報を電子データで取り扱う場合に限る。）で、申請時に委託予定先が決定している場合は、委託の相手方からも提出させること。

コ 施設を管理するに当たって資格、免許等（電気主任技術者資格等）が必要な場合の当該資格等の有無を証する書類。

5 審査基準等

手続条例第3条の規定による基準に基づき、都市部会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者を選定する。

なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

広島県のビジョン、ひろしま公園活性化プランに基づき、将来にわたって愛され続ける公園を目指していることから、審査項目の「利用サービス向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目とし、配点ウェイトを高く設定している。

- 安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン：

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimavision/index.html>

- ひろしま公園活性化プラン：

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/kouenkasseikaplan.html>

指定管理者の候補者選定に係る審査基準

項 目	配点
1 利用者サービスの向上・確保 (1) 開園日、利用時間などは、利用者ニーズに的確に応えたものか (2) 施設及び附属設備の利用について円滑に管理運営されるか (3) 利用者等からの要望や苦情への的確な対応ができるか (4) 利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制を含む） (5) 個人情報の取扱いが適切に行えるか	20
2 利用促進、新たなイベントの提案 (1) 利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か (2) 利用促進対策、利用者増への取組となっているか (3) 広報活動等に係る内容（計画）は適切か (4) 施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか (5) 県施策（ひろしま公園活性化プラン等）への協力等に係る考え方はどうか (6) 特定の者等に有利な利用とならないか	20
3 維持管理水準の妥当性 (1) 設備・機器等の保守点検は適切に実施されるか (2) 警備・清掃等は適切に実施されるか (3) 施設の修繕や設備交換に関する効果的な方策となっているか	15
4 申請者の経営状況・信頼性 (1) 責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか (2) 職員の執行体制（労務・安全衛生管理、労災防止、コンプライアンス遵守）の整備、運用が適正か (3) 有資格者、経験者の配置状況は適切か (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率を達成しているか (5) 業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか (6) 再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か (7) 不測の事態への対応（保険等）はどうか (8) 財務状況は健全か	10
5 申請者の取組姿勢 (1) 施設の目的・公共性の理解度はどうか (2) 地域や関係団体等との連携体制が取れるか (3) 事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15
6 申請提案額（金額評価） $\text{①最低提案金額} \div \text{②申請者の提案金額} \times 10$ (※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切り捨て) (指定管理期間の全体額（5年間分を合算）) なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10
7 申請提案額の実現性 (1) 申請提案額と事業計画は整合しているか (2) 経費の効率化の方策の内容はどうか (3) 収益増への取組内容はどうか	10
計	100

6 業務の範囲及び具体的内容

指定管理業務の範囲は、次のとおりとする

詳細は、「広島県立みよし公園業務仕様書」【別紙1】のとおり。

- (1) 利用許可及び受付等、施設の運営に関する業務
- (2) 設備機器管理及び清掃等、施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の修繕に関する業務
- (4) 県との連絡調整に関する業務

7 自主事業の提案

指定管理者は、自らの持つノウハウを活用し、新しい工夫を採り入れた事業や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進の提案（自主事業）を行うこと。

なお、次の取組については、なるべく実施するよう努めること。

- (1) 食堂、売店又は自動販売機による飲食等の提供
- (2) 利用促進のために行う、各種スポーツ教室や地域参加、交流型事業
- (3) 既存公園施設の有効活用に資する効果的な使用方法の提案

8 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）

指定期間中の管理費用等として、県が負担する額の上限額は次のとおりとする。

なお、県が指定管理者に対して支払うこととなる指定期間中の管理費用等の総額については包括協定で、毎年度の管理費用等については年度別協定で定めることとする（協定で定めた金額については、原則として増額しない）。

また、この額には、県が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税相当額が含まれる。

指定期間中の管理費用等の総額（5年分）の上限額	678,520 千円
-------------------------	------------

9 利用料金収入

この公園においては、地方自治法第224条の2第8項で定める利用料金制度を採用する。有料施設等の利用料金の額は、広島県都市公園条例別表第1に定める利用料金の範囲内で設定する。

利用料金減免に伴う額（減免前利用料から減免後利用料を控除した額）については、県予算の範囲内で、県が指定管理者に支払うこととする。

10 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

11 協定

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、県と指定管理者は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとする。

- (1) 包括協定の内容
 - ア 業務に関する基本的な事項
 - イ 利用料金に関する事項

- ウ 県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 情報公開に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報保護に関する事項
- カ 情報セキュリティに関する事項
- キ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ その他必要と認める事項

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他必要と認める事項

(3) 協定書に疑義が生じた場合の取扱い

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

12 その他

(1) 申請に関する取扱い

- ア 申請から業務開始までの間に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、その他申請に当たり不正な行為があった場合は、審査の対象から除外する。
- ウ 申請書類の取扱い
 - (ア) 申請一団体（グループ）につき、提案は一案とする。
 - (イ) 提出後は、軽微な変更を除いて提出書類の記入内容を変更することはできない。
 - (ウ) 申請書類は返却しないものとする。
 - (エ) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属するものとする。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。
 - (オ) 事業計画書等については、選定者又は落選者の如何にかかわらず、行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき、開示することができるものとする。

(2) 指定管理者の業務開始前の取扱い

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当するに至ったときは、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととする。

なお、取消しとなった場合は、申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとする（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は第3位以降の申請者について順次同様に取り扱う。）。

- ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ウ 広島県議会により指定議案が否決されたとき。

(3) 指定管理者の業務開始後の取扱い

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができる。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

なお、不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、別途協議するものとする。

(4) 事業報告・業務報告に関する事項

指定管理者は、手続条例第4条の規定によって、毎年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること。また、県は手続条例第5条の規定によって、指定管理者に対し、定期または随時に管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(5) 業務点検に関する事項

県は施設の適正な管理運営の確保とサービス水準の維持向上に取り組むため、「指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン」に基づき、モニタリングを実施することとしている。指定管理者は、事業報告書・業務報告書の作成および報告、利用者満足度調査の実施、要求・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告することとする。

(6) 施設の管理運営の準備

指定管理者は、自己の責任と負担において、令和8年4月1日から円滑に公園の管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。

なお、施設の管理運営の引継ぎが必要な場合は、指定後、随時行うものとする。

(7) 利用予約の引継ぎ

現行の指定管理者が受け付けた令和8年4月1日以降の予約については、基本的に引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用者が不利益を被らないよう、配慮すること。

(8) 法令遵守に関する事項

次に掲げるものをはじめ、みよし公園の管理運営にあたり、法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例
- ・ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則
- ・ 労働基準法ほか労働関係法令及び社会保険関係法令
- ・ 都市公園法
- ・ 広島県都市公園条例
- ・ 広島県都市公園条例施行規則
- ・ 広島県立みよし公園管理運営規則
- ・ 広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲
- ・ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・ 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(9) 責任分担の考え方

県（甲）と指定管理者（乙）の責任分担の考え方は次の「責任分担（リスク）負担区分一覧表」のとおりとし、協定で定める。

責任分担（リスク）負担区分一覧表

リスクの種類		リスクの内容		負担者		備考	
				甲	乙		
共通事項	不可抗力によるリスク		暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、疫病、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由によるもの	施設等の復旧	○		
			応急措置		○		
			施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○		
	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの	○		
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	注)1
		上記以外		○			
	許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○			
			上記以外		○		
	税制度リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、管理運営に影響を及ぼすもの（消費税等）	○			
			法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）		○		
社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○			
	環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に係るもの 施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの	△	○	注)2	
上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク			甲の責めによるもの（甲の債務不履行、施設の廃止等）	○			
			乙の責めによるもの（事業放棄・破綻等）		○		
維持管理業務	資金調達等リスク	管理業務開始の遅延	甲の規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○			
			乙の運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○		
			甲の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの	○			
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	甲による新たな施設整備に伴うもの	○	△	注)3	
			上記以外		○		
	維持管理リスク	提供サービス水準の維持			○		
		維持管理コストの増大・減少	甲の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○			
	施設等損傷リスク			上記以外（物価・金利の変動等）		○	
				事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く）	△	○	注)4
	財産管理リスク	物品の更新	劣化によるもの（置換え、電球交換等）	施設等の設置瑕疵に伴うもの	○		
1件10万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの（事務用品を除く）				○	△	注)5	
修繕等リスク	管理施設の修繕		上記以外		○		
			1件10万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの	○	△	注)6	
	管理施設の利用不能による収入の減少	甲が行う大規模修繕工事に伴うもの	△	△	注)7		
その他業務	来園者リスク	来園者、利用者とのトラブル等	都市公園条例第15条第1項第3号に該当する場合	○		注)8	
			甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	○		注)9	
	事故リスク	来園者の負傷等の事故	上記以外		○		
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○		
営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○			
イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○			

- 注) 1 基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行うものとする。
 2 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲と協議を行うものとする。
 3 基本的には甲の負担とするが、太陽光発電機等の省エネルギー対策に伴う施設・設備の維持管理については、乙の負担とする。
 4 基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。
 5 基本的には甲の負担とするが、乙による更新も認める。
 6 基本的には甲の負担とするが、乙による修繕も認める。
 7 甲は、大規模修繕工事を実施するときは、事前に乙と協議して対応するものとする。
 8 該当案件が発生した場合は、甲に報告し、甲の指示を受けて対応するものとする。
 9 乙は、保険の加入等の対策を行うこと。

別添

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなすものとし、受注者はこの協定による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、本協定に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本協定の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、本協定に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本協定に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複製若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、本協定に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用協定先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 受注者は、本協定に係る業務の遂行に当たって、本協定に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7 受注者が本協定による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本協定に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
(立ち入り検査)

第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11 発注者は、本協定に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12 発注者は、本協定に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(協定解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この協定を解除することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 発注者の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック(端末ロック等)を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能(遠隔ロック等)を設定すること。
- 3 ネットストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ(地図サービス)へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有)に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク(オンラインブックマーク)に登録

電子データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の選定等の結果により、県から指定された場合の業務に関して、電子データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	<input type="checkbox"/> 日本国内のみ <input type="checkbox"/> 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4 再委託等の有無 ※ 今回委託予定の業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【注記事項】

- この申出の内容は、選定等の結果に影響しませんが、電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 委託等を行う場合には、あらかじめ県の書面による承諾を得る必要があります。
- 選定等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「電子データの保存等に関する届出書」により、オンラインストレージの利用先等の具体的な名称を届け出る必要があります。
- 管理業務に関して委託先等がある場合には、委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。

別紙 1

広島県立みよし公園業務仕様書

広島県立みよし公園（以下「みよし公園」という。）の指定管理者が行う業務の基準は、この仕様書に定めるとおりとする。

第 1 施設の概要

1 みよし公園の区域

「みよし公園区域図」【別紙 2】のとおり。

2 みよし公園の施設概要

- (1) 所在地 三次市四拾貫町神田谷
- (2) 設置 平成 3 年 10 月 19 日
- (3) 土地 50.9 h a
- (4) 施設内容 「みよし公園施設概要」【別紙 3】のとおり。

3 開園日及び利用時間

- (1) 条例で定められた開園日及び利用時間は、次表のとおりである。
なお、開園日、開園時間の拡大についての提案も可能とする。
- (2) 指定管理者は、特に必要がある場合に、臨時に開園日及び利用時間を変更する場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。

開 園 日	利用時間
1 月 4 日から 12 月 28 日までの日。ただし、水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日）を除く。	9 時から 21 時まで

第 2 管理運営に係る基本理念

次の基本理念を十分に理解し、適切な管理運営に努めること。

- (1) みよし公園の設置目的は、備北地域住民の文化及びスポーツと多様なレクリエーション活動の振興に資するためであること。
- (2) みよし公園は、公の施設であることから、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者サービスの質が向上するよう努めること。
- (4) みよし公園が最大限有効活用されるよう利用促進に努めること。
- (5) みよし公園内の施設・設備等について、良好な状態に保つよう努めること。
- (6) みよし公園内の施設・設備等に破損や故障が発生し利用者の安全を脅かす事態が発生したときは、利用者の安全を確保するために必要な処置を行うこと。
- (7) 住民参画や住民参加が図れるよう努めること。特に、しょうぶ園の管理にあたっては、地域に根ざした公園として一層の利用促進を図る観点から、ボランティアを活用したしょうぶの株分け及び植替え作業を実施すること。

第3 管理運営体制

1 責任者の配置

- (1) 指定管理者は、公園の管理運営に係る業務の把握及び適切な遂行のため、総括責任者及びこれを補佐する副責任者を置き、両者による責任体制を確保すること。
- (2) 総括責任者及び副責任者が業務に従事しない時間帯にあつては、不測の事態や災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応できる職員を配置すること。
- (3) 総括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具体化を始めとして、県と指定管理者との協議、必要な報告、その他この仕様書及び協定に定める業務の全体を総括するとともに、業務に関する県その他との対外的な協議等について、責任をもって一元的に対応すること。

2 職員の配置

- (1) 職員は、施設の運営管理を適切に行えるよう必要な人数を配置すること。また、次の点に注意すること。
 - ア 職員の配置にあたっては労働基準法（昭和22年法律49号）を遵守すること。
 - イ 開園時間中は、上記責任者を含め、常時3名以上の職員を配置すること。
- (2) 職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。なお、業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任すること。
- (3) 県は、職員の配置に関して、公園の管理運営に支障があると判断する場合は、指定管理者に対して職員配置体制の変更を求めることがある。

表 職員配置の一例

施設名	人数
公園管理運営	5名
プール管理運営	4名

第4 関係規程の遵守

1 都市公園及び指定管理者関係諸規程

管理運営に当たっては、次の都市公園及び指定管理者関係諸規程を遵守すること。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 広島県都市公園条例（昭和55年条例第29号）
- (3) 広島県都市公園条例施行規則（昭和55年規則第71号）
- (4) 広島県立みよし公園管理運営規則（平成3年規則第71号）
- (5) 広島県立みよし公園の附属設備の利用料金の範囲（令和元年広島県告示第437号）
- (6) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第28号）
- (7) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第47号）

2 その他関係諸規程

上記1の諸規程のほか、管理運営に当たって関連する規程がある場合は併せて遵守することとし、特に次の諸規程には注意すること。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

ア 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない（第244条第2項）。

イ 指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（第244条第3項）。

(2) 広島県情報公開条例（平成13年条例第5号）

指定管理者は、その保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする（第23条第3項）。

(3) 広島県行政手続条例（平成7年条例第1号）

有料施設等の利用の許可等の手続については、この条例の定めに従い、適正に処理しなければならない。

(4) 労働基準法（昭和22年法律49号）ほか労働関係法令

ア 労働者の雇用条件や賃金については、この法律の定めに従い、適正に処理しなければならない

イ 労働者の安全衛生、ハラスメント等職場環境に関する事項については、関係法令の定めに従い適正に処理しなければならない。

(5) 建築基準法（昭和25年法律201号）

建築物のみならず、その敷地や設備等においても、修繕や整備、保全等に当たっては、当該法を遵守しなければならない。

第5 業務の内容と基準

次の各項目で定めるもののほか、第4に掲げる関係諸規定に定められた「指定管理者が行う業務」の全般について、法令を十分に理解したうえで行うこと。

第5-1 施設の運営に関する業務

1 利用料金の徴収・減免業務

(1) 指定管理者は、有料施設等の利用を許可した場合に、条例及び告示で定める額の範囲で県の承認を得た額を徴収し、自らの収入とすることができる。

(2) 条例に定めるところにより利用料金の減免を行った場合の額については、県の予算の範囲内で指定管理者に補填する。

2 利用調整・受付業務

(1) 指定管理者は、有料施設の利用予約（口頭、電話、「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」等による）があったときは、利用の重複を避け、円滑な利用ができるよう管理すること。また、大規模な大会等について、年間の利用調整を行うこと。

(2) 指定管理者は、施設の案内、電話対応等の受付業務、園内放送、備品の貸出し、応急救護といった必要な対応を行うこと。

3 利用許可・指導業務

- (1) 指定管理者は、施設を利用しようとする者から、申請書の提出を受け、申請の内容が妥当である場合は、許可を行うことができる。
- (2) 指定管理者は、申請の内容が適切でない認められる場合、申請を不許可とすることができる。ただし、その場合、不許可の理由に関して申請者に説明を行うこと。
- (3) 指定管理者は、施設の利用にあたっての注意事項及び禁止事項を定め、広く周知するとともに、施設を利用しようとする者に対し適切な利用となるよう指導する。なお、指導に従わない利用者に対しては、施設の利用を制限することができる。
- (4) その他、次の利用指導業務を行う。
 - ア 施設・設備や遊具等の利用方法を指導する業務
 - イ 健康管理、体力増進及びスポーツ等の技術指導をする業務
 - ウ 公園内の施設を専用して開催する大会等の事前打ち合わせを行う業務

4 利用促進業務

- (1) 公園の利用促進を図るため、指定管理者は、県と協議の上、年度ごとに利用者数等目標を設定することとし、この目標の達成に努める。
- (2) 指定管理者は、パンフレット（リーフレット）、料金表、ホームページ等を作成し、利用者に正確な情報を提供するよう努めるほか、公園の利用促進に有効な宣伝広報を行うこと。また、その内容については、公表前に県の確認を受けること。
- (3) 次のとおり、利用実態基礎データ収集業務を行うこと。なお、利用許可実績のデータベースについては、県が別途定める方法（Microsoft Excel 等で作られた様式に記録を入力し、データを県へ提出する方法を予定）により提出する。
 - ア 利用許可実績のデータベース化（常時）
 - イ 利用者アンケートの実施（随時）

第5－2 施設の維持管理に関する業務

1 一般事項

- (1) 清掃、警備、建築設備等保全の内容については、特に記載するもののほか、「建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房営繕部監修）」（以下、「共通仕様書」という。）を基準として行うこと。
- (2) 安全、衛生、美観の保持、管理運営等において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、共通仕様書及び各種業務基準等の記載の有無にかかわらず、良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。ただし、処置については、過度な制限とならないよう留意すること。

2 植栽管理業務

- (1) 公園内の植栽樹木、芝生及びしょうぶ等の維持管理にあたっては、「広島県立みよし公園植栽管理基準」【別紙4】に基づき実施する。なお、実施にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル（環境省）」を参照すること。
- (2) 公園内の花壇やプランターの維持管理にあたっては、利用者が気持ちの良い環境でレクリエーションを楽しめるよう、除草、水やり、花の植替等を適切に行い、公園の魅力向上を図ること。また、地域住民等との連携による緑化の推進に努めること。
- (3) 樹木点検は、樹木医、造園技能士及び街路樹剪定士のいずれかの資格を有する者が行うこととし、点検結果を適切に記録するとともに、必要な措置を行うこと。また、実施にあたっては「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）」を参照すること。

3 清掃業務

- (1) 屋内施設の清掃については、「広島県立みよし公園屋内清掃基準」【別紙5】に掲げる施設について、同基準に基づき実施すること。ただし、施設の利用状況によっては、これによらないことができる。
- (2) 屋外の日常清掃は、植栽部分を除く園内について、拾い掃き、ごみの収集等共通仕様書に定める事項について行う。清掃頻度は週1回を基準としつつ、日常点検を基に判断すること。

4 警備・交通誘導業務

- (1) 開園時（午前9時）及び閉園時（午後9時）にゲートの開閉を行う。なお、大会等の準備又は撤去のために早朝開門や深夜閉門を要する場合がある。
- (2) 開園時間中は、公園内を適宜（1日2回以上）巡回し、不審者や不審物、拾得物への対応、火器の点検、条例等に定める禁止行為の指導等を行う。
- (3) 開園時間外は、機械警備を基準とし、異常の発生に際しては速やかに対応できるよう体制を整える。
- (4) 連休等で利用者が増加し、駐車場が混雑することが想定される場合には、必要に応じて交通誘導員を配置し、混雑回避等に努めること。また、競技大会等の来場者誘導についても、主催者等に対し、適切な助言、指導を行うこと。

5 建築設備の点検・保全業務

- (1) 公園内の建築、電気設備及び機械設備等の定期点検、日常点検、保守等については、「広島県立みよし公園電気設備一覧表」【別紙6】及び「広島県立みよし公園機械設備一覧表」【別紙7】に掲げる設備等について、「広島県立みよし公園設備保守点検業務一覧表」【別紙8】や共通仕様書に基づき実施すること。
- (2) 指定管理者は、良好な状態での施設運営を図るため、各種法定点検をはじめとして、日常的、定期的な点検を確実に実施し、不具合や消耗等のある箇所の早期発見、修理、消耗品の交換を行うこと。

6 公園施設の点検・保全業務

- (1) 建築物内部を除く公園施設（園路、広場、修景施設、ベンチ、遊具、運動施設及び駐車場等）のすべてについて、毎日開園時間前に目視による安全性についての日常点検を行うこと。また、日常点検の結果を考慮し、機能性、快適性の観点も含めた定期点検（月に1回以上）を行うこと。
- (2) 遊具については、上記(1)の日常点検のほか、第7「各施設における特記事項」に記載する遊具の日常点検、定期点検を行うこと。
- (3) 点検の結果、異常箇所や損傷、機能性の低下等が認められる場合は、必要に応じて使用禁止等の措置をしたうえで、適切な補修、清掃、不陸整正等を行い、常に良好な状態を維持すること。（第7「各施設における特記事項」に記載する内容を含む。）

7 備品管理業務

- (1) 公園の管理に必要な備品（※1）及び各種競技に必要な備え付けの器具等（以下、「備品等」という。）について、次の点に注意して適切な状態に保持・管理すること。
 - ア 備品等の更新に係る費用負担区分については、協定で定めるところによる。
 - イ 備品等を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により実施する。
 - ウ 備品等（指定管理者の費用負担分も含む。）についての所有権は、県に帰属する。ただし、指定管理者の負担により購入した事務用品についてはこの限りでない。
- (2) リース備品（※2）は、契約期間終了まで継続して使用し、指定管理者がリース料の負担をするものとする。また、借受人の名義変更が必要な場合は、指定管理者は借受人名義変更の手続きを行う。なお、新たにリース備品契約をしようとする場合は、あらかじめ県と協議する。

※1 備品とは、性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐える物、長期にわたって保存しようとする物又は長期の管理に適する物で、取得金額10万円以上の物品のことをいう。ただし、印章については、取得金額にかかわらず、すべて備品となる。

※2 令和7年4月現在のリース備品は、次のとおり。

- AED 1台
令和8年4月以降の支払い回数【60回】、支払金額【5,500円/月】
- ランニングマシンA 1台
令和8年4月以降の支払い回数【1回】、支払金額【42,430円/年】
- ランニングマシンB 1台
令和8年4月以降の支払い回数【1回】、支払金額【10,756円/年】
- レッグプレス&カーフレイズマシン 1台
令和8年4月以降の支払い回数【1回】、支払金額【12,902円/年】
- アブドミナル&バックマシン 1台
令和8年4月以降の支払い回数【1回】、支払金額【14,048円/年】

第5-3 施設の修繕に関する業務

1 応急的な修繕

- (1) 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、指定管理者は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行い、その結果を基に、指定管理者は早急に修繕を実施する。
- (2) 修繕費用が10万円未満の修繕については指定管理者が、10万円以上の修繕については県が、それぞれ費用を負担する。なお、10万円以上の修繕を指定管理者が実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

2 計画的な修繕

- (1) 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年2回、県が別途指示するときに必要な修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告する。
- (2) 県は、前記(1)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、県及び指定管理者は、次の(3)による区分により、次年度以降に修繕を実施する。
- (3) 修繕の実施に当たっては、現地を管理する指定管理者が直接修繕を実施する方が効率的であると認められるものについては指定管理者が、その他については県が実施することとし、費用負担についてはいずれも県が負担する。ただし、10万円未満の修繕にあっては、応急的修繕又は計画的修繕にかかわらず指定管理者の費用負担とし、指定管理者は、適切な時期に修繕を実施する。

3 修繕内容の記録

修繕を行った場合、次の業務を行うこと（ただし、県が実施した修繕を除く）。

- (1) 修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、別に定める修繕台帳を作成するとともに、修繕箇所の写真を保存する。
- (2) 修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、別に規定する事業報告書の提出と併せて、県に提出する。

4 県が行う大規模修繕に伴う利用調整

指定管理者は、県が行う大規模修繕工事に伴い、施設の利用休止や業務の調整が必要になることがある。

第5-4 県との連絡調整に関する業務

1 県の決定権限に係る書類の送付

次の事項については、県に決定権限が属するため、問い合わせがあった場合は適切な対応をすることとし、申請書の提出があった場合は県に送付すること。なお、これらの事項のうち使用料を徴収するものについては、県が直接徴収する。

- ア 公園施設の設置・管理許可（法第5条第1項）
- イ 都市公園の占用の許可（法第6条第1項）
- ウ 公園内における行為の許可（条例第2条第1項）
- エ 使用料の減免（条例第9条）
- オ 使用料の返還（条例第10条）
- カ 使用料の分納・後納の承認（施行規則第9条第4項）

2 業務の実施に係る報告書等の提出

- (1) 施設管理の適正を期するための資料として、毎翌月の10日までに、利用状況や収入状況を月ごとに集計した月次報告書を提出しなければならない。
- (2) 管理業務に係る次の内容の事業報告書を、毎年度終了後60日以内に提出しなければならない。
 - ア 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
 - イ 利用に係る料金の収入実績
 - ウ 管理に係る経費の収支状況
 - エ 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合にはその内容
 - オ その他別に協定書で定める事項

3 県の施策・調査への協力

- (1) 次に掲げるもののほか、県の施策には積極的に協力することとする。
 - ア みどりの日、こどもの日の有料施設無料開放
 - イ 都市緑化月間などでテーマに則したイベントや企画を計画・実施する業務
- (2) 県から、公園の管理運営及び公園の現状に関する調査及び資料作成等の作業の指示があった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
- (3) その他県が実施又は要請する事業（緊急保安点検、防災訓練、要人案内、監査・検査等）への支援、協力等を積極的に行うこと。
- (4) 指定管理者が公園の管理運営を行う上で、各種規定、要項、マニュアル等を作成する場合は、内容について事前に県と協議すること。

第6 自主事業にあたっての遵守事項

1 実施に係る手続

指定管理者は、自主事業（指定管理者が利用者としての立場で実施する指定管理業務以外の事業のこと）を実施するにあたっては、適宜、法又は条例に基づく許可を受けなければならない。

- (1) 新たな公園施設を設置し管理する場合は、法第5条の規定による許可を受けなければならない。なお、許可にあたっては、次のすべてに該当することを条件とする。
 - ア 利用者の利便を図るための施設であること。
 - イ 公園の美観・良俗を乱すものでないこと。
 - ウ 料金設定が一般的な市場価格と比較して同程度以下であること。
 - エ 一般の通行及び警備等において、支障にならないこと。
 - オ 公園施設・設備及び器具などの汚損、破損の恐れがないこと。
- (2) 公園内で物品の販売、競技会、興業等を行う場合は、条例第2条の規定による許可を受けなければならない。なお、許可にあたっては、公園の利用促進等に資するものであることを条件とする。

2 実施に係る経費

- (1) 自主事業の実施にあたっては、指定管理者の負担と責任において管理を行うこと。
- (2) 自主事業に係る会計は、指定管理業務に係る会計と独立させること。なお、事業実施に伴う収益は、原則、指定管理者の収益とすることができる。
- (3) 法第5条に基づく許可を受けて公園の土地又は公園施設を使用するにあたって、指定管理者は、施行規則に基づき算定した使用料を県に納付する。
- (4) 当該業務を他者に再委託して行う場合は、指定管理者は、設置又は管理の許可を受けた施設に係る電気料金及び水道料金等の諸経費を県に納付する。

3 申請時に提案した自主事業

申請時に提案した自主事業については、実施を妨げる特殊な事情が発生しない限り、提案のとおり実施すること。また、実施できない場合は、代替案を提示のうえ、県の承諾を得ること。

第7 各施設における特記事項

1 プール

プールの管理運営にあたっては、「プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）」に基づき実施し、次の点について特に注意すること。

- (1) 水質、水温及び室温等を、常時適切な状態に保たなければならない。
- (2) 利用者の危険防止のため、常時監視することとする。なお、プールの監視業務を他者に委託して行う場合は、受託者は警備業の認定を受けた者でなければならない。
- (3) 公益財団法人日本水泳連盟認定の定める「プール公認規則」により、「25m公認プール」として管理するとともに、再公認申請を行うこと。

※ 現在の公認有効期限 令和12年5月31日

2 こども広場（遊具）

- (1) 次の表に掲げる遊具について、点検計画を作成した上で、日常点検、定期点検を適切に実施し、点検結果を県に報告すること。
- (2) 点検にあたっては、次の指針に基づくこと。
 - ア 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
 - イ 公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）
 - ウ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（一般社団法人日本公園施設業協会）
- (3) 定期点検は、一般社団法人日本公園施設業協会認定「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備士」又はこれと同等以上の知識を有する者により行うこと。

	遊具名称	数量	日常点検	定期点検
1	ふわふわドーム	1基	週1回	年1回
2	鶺鴒い船複合遊具	1基		
3	塔の複合遊具	1基		
4	スプリング遊具	8基		

第8 管理運営に係る遵守事項

1 事故・災害等発生時の対応

- (1) 公園内において、事故・災害等の危機事案が発生した時には、指定管理者は事案に応じた適切な対応をとり、県に対して報告すること。
- (2) 指定管理者は、事故等の対応や二次災害防止のために必要な資機材を備蓄するとともに、適宜、それらの点検を行うこと。また、備蓄に適さない資機材については、事故等が発生した場合に円滑に調達できるよう、事前に調整を行うこと。
- (3) みよし公園は、次に掲げる拠点等に指定されているため、必要に応じて適切な対応をとらなければならない。また、ドクターヘリの離着陸場所として要請があった場合は、特段の理由がない限り協力しなければならない。
 - ア 救援物資輸送拠点（広島県地域防災計画）※体育館
 - イ ヘリポート適地（広島県地域防災計画）
 - ウ 避難施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）
- (4) みよし公園（カルチャーセンター）は、三次市の緊急避難場所に指定されていることから、災害時、三次市が避難所として使用することがある。指定管理者は、三次市が行う避難所開設に最大限協力することとし、三次市から協定の締結を求められた場合には誠実に対応すること。

2 保険への加入

指定管理者は、協定に定める自らのリスクに対応するため、駐車場及び通常利用者が進入しない区域を除く公園施設を対象に、次の内容による保険に加入すること。

補償内容		補償額の上限	
施設管理者賠償責任保険(※1)	対人賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	3億円
	対物賠償	1事故につき	500万円
スポーツ災害補償保険(※2)	被害者 1名につき	死亡	120万円
		後遺障害	120万円
		入院(日額)	2,500円
レジャー・サービス施設費用保険(※3)	被害者 1名につき	死亡・後遺障害	50万円
		入院見舞費用	10万円
		通院見舞費用	5万円

※1 施設管理者賠償責任保険(賠償金についての補償)

施設(附属施設を含む)の欠陥や施設側の指導上の過失により、他人に損害を与えた場合(人身事故や物損事故が発生した場合)の管理者が負担する賠償金を担保するもの。

※2 スポーツ災害補償保険(見舞金についての補償)

体育施設内において、利用者がアマチュアスポーツの練習、競技若しくは指導中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、死亡、後遺障害の発生又は入院による治療をした場合、管理者が支払う見舞金を保険金で支払うもの。

※3 レジャー・サービス施設費用保険(スポーツ以外の利用に係る見舞金についての補償)

上記(2)以外の場合に、急激かつ偶然な外来の事故によって利用者がけがをした場合、管理者が支払う見舞金を保険金で支払うもの。

3 必要となる経費

公園の管理運営にあたっては、主として次表の経費が必要となる。

区分	詳細内容
人件費	職員給料等
光熱水費	電気※、ガス、水道、燃料等
設備等保守点検費	消防設備、電気設備、空調機械設備、排水処理設備、公園施設点検等
清掃・植栽管理・警備等	清掃、植栽、警備等
施設維持修繕費	施設修繕等
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務用品費等
その他	体育用品費、保険料、公課費等

※ 電気供給事業者の変更については、別途協議すること。

4 再委託の制限

指定管理者は、管理運営に係る業務を一括して更に第三者へ委託することはできないが、清掃、警備といった個別の具体的業務を第三者へ委託することは可能とする。業務を再委託する際の注意事項は次のとおり。

- (1) 事前に県の承認を受けること。
- (2) 作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の場合の措置等の事項について、契約書に明記すること。
- (3) 日々完結する業務（清掃等）については、日々の作業報告書を提出させることとし、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

5 省エネルギー対策

利用者への利便性に配慮しつつ、冷暖房等においてエネルギー使用の効率化（省エネ）に努めなければならない。また、管理運営上使用する文具や用紙等についても可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、積極的な省資源化に努めること。

6 受動喫煙対策

健康増進法（平成 14 年法律 103 号）に基づき、館内及びこども広場は全面禁煙とする。また、屋外は原則として禁煙とするが、喫煙コーナーを設置する場合は広島県がん対策推進条例に基づき、他の利用者の動線を避ける、遮蔽を設けるなどの配慮を行う必要がある。

7 施設命名権

本件施設において、次のとおり県が契約しているネーミングライツパートナーの取組について、指定管理者は必要な協力を行うこと。

ネーミングライツパートナー：株式会社電光石火

愛称：電光石火みよしパーク

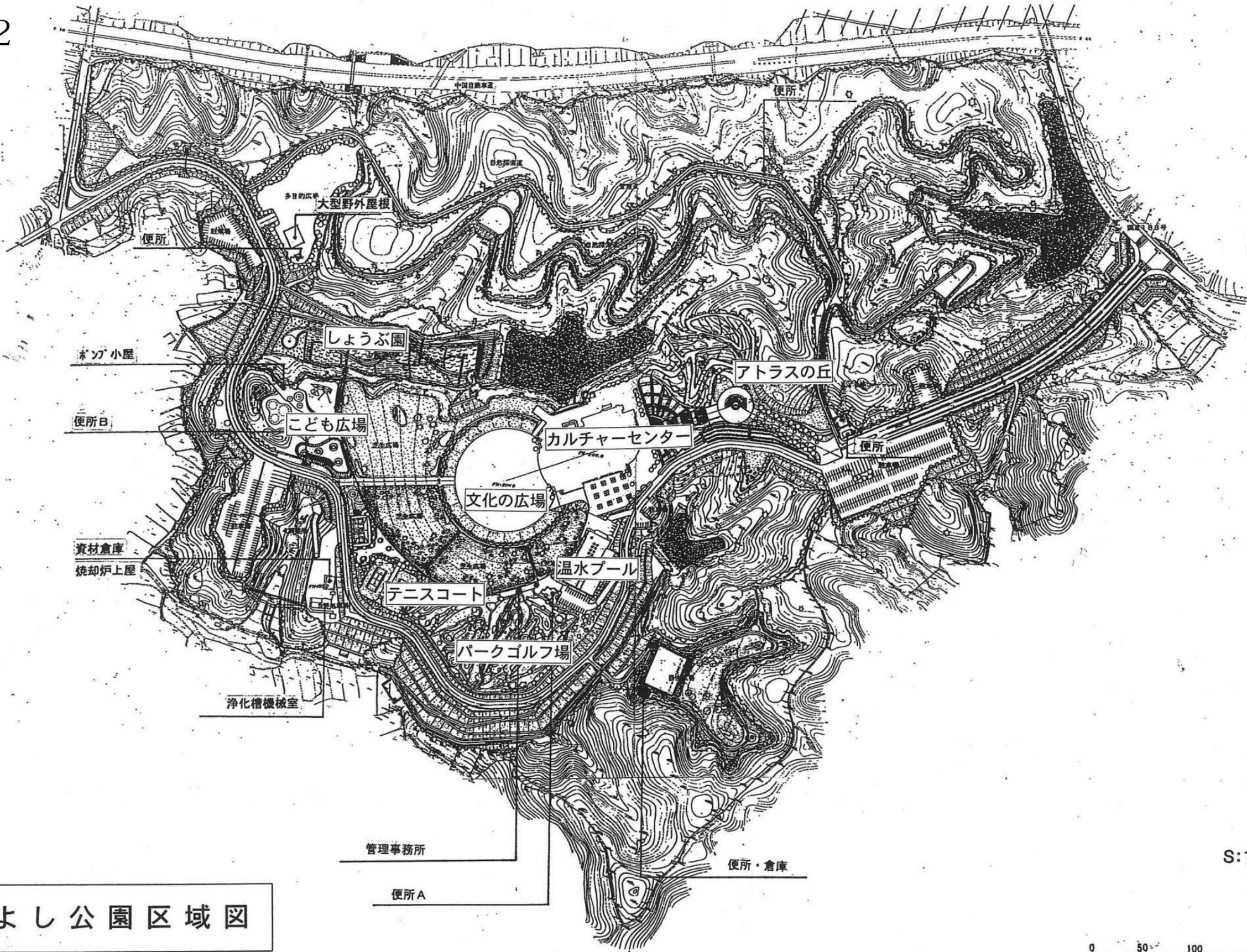
愛称使用期間：令和 4 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

ネーミングライツ料：年額 100 万円（税抜）

8 その他

- (1) 申請時に、本仕様書に定める以上の業務水準を提案した場合は、実施を妨げる特殊な事情が発生しない限り、提案のとおり実施すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項が発生したときは、県と協議のうえ対応すること。

別紙 2



S:1:3, 770

みよし公園区域図



別紙3 広島県立みよし公園施設概要

施設名		面積	収容人員	内 容	整備状況
スポーツ	ハーフゴルフ場 H8.4 供用	12,000㎡		グランドゴルフをアレンジしたスポーツ。 全長 714m 18ホール (out in ハーフ 66) クラブ (強化プラスチック) ボール (直径60mmプラスチック) シューズ (底の平らな運動靴)	平成5年度～7年度 約1億2千万円
	テニスコート H9.4 供用	4,800㎡		本コート2面 サンドフィル人工芝 (砂入り人工芝) 照明設備 照度300Lx 12塔 壁打ち練習コート2面 ハードコート (アクリル全天候型) ※バスケット利用可 照明設備 照度 150Lx	平成7年度～8年度 約9千万円
	多目的広場 H10.4 供用	6,000㎡		文化の広場のサブグラウンド 大型屋根付き ゲートボール, 屋外ゲーム等各種スポーツ, 遊びに利用	平成9年度 約8千万円 平成12年度 約5千5百万円
	温水プール (みよしウォーブ) H12.4 供用	1,960㎡	固定席 (2F) 45㎡ 36人	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造 地下1F, 地上2F) プール 876㎡ トレーニングルーム 200㎡ 一般プール 25m×17m 8コース 水深 135cm～155cm (入出水用スロープ, ステップ付) 日本水泳連盟2種公認 幼児用プール 12m×3.5m 水深 55cm～65cm ※熱源方法として地熱ヒートポンプ方式を採用している。	平成10年度～11年度 約11億7千万円
中央	カルチャー センター H3.10 供用	7,158㎡	固定席 (2F) 1,027㎡ 1,000人 アリーナ	鉄筋コンクリート2階建 玄関はギリシャのパルテノン神殿を模している ステージ 288㎡ 視聴覚室 223㎡ 研修室 90㎡ 運営室 49㎡ 楽屋2室 80㎡ 控室2室 110㎡ 会議室 52㎡ 文化活動室 170㎡ ロッカールーム2室 90㎡ アリーナ 1,922㎡ バスケットボール (2面), ハンドボール (4面), バドミントン (12面)	平成元年度～3年度 約24億4千5百万円 令和元年 アリーナ床改修工事 約5千万円 令和3～4年 アリーナ天井耐震化 約3億円
	アトラスの丘 H3.10 供用	11,200㎡		集合広場 (直径30m) アトラス像 高さ5.7m ブロンズ・ステンレス製 向島町・高橋秀幸 H2.10作製 (平成2年度の「国際花と緑の博覧会」で広島県の スポットガーデンに展示された。)	昭和63年度 約2千万円
	文化の広場 H3.10 供用	11,000㎡		円形多目的広場 (直径100m) コンサート, ソフトボール等 芝野外ステージ (芝スタンド 3,200㎡) ※カルチャーセンターと円形多目的広場とで前方後円墳を象徴	昭和63年度 約2千万円
	芝生広場 H3.10 供用	18,500㎡		ピクニック, 野外ゲーム等, ティスカゴルフ, ターゲットパドゴルフ	
ニッケク	自由広場 H13.4 供用	10,000㎡		芝生の丘, 展望台, 専用広場 (スケートボード等供用 約1,100㎡)	平成11年度～12年度 約2億2千万円
こども	こども広場 H8.4 供用	7,700㎡		ふわふわわどーム (h8.4.20) 三次の霧の海をイメージ ホリエステル基布の二重構造で内幕に圧縮空気挿入 L=24m, W=33m, H=1.25m～2.5m 約420㎡ 塔の遊具 (h9.4.11) 「三次人形」をモチーフにした遊具 ローラースライダー, 広がるネット H=12m 滑り台延長=103m (ループ 59m, ストレート44m, 高低差=11m, 塔の高さ=16m) アルミオーラ 直径20mm 船の遊具 (h9.4.11) 「鶴飼船」を遊具に盛り込む 複合遊具 (11種類) 長さ=20m, 幅=4m 杉・松材・レッドウッド・ジャバラ材製	平成6年度～7年度 約5千万円 令和7年度 全面改修予定 (金額未定) 平成8年度 約8千万円 平成9年度 約3千万円
	水	しょうぶ園 H11.4 供用	7,300㎡	花鑑賞用八つ橋 (木造), 東屋, 照明設備 花しょうぶ 39品種 35,000株 かきつばた 3,500株 ジャーマンアイリス 2,500株	平成9年度～10年度 約1億円
自然探索	自然探索道 H11.4 供用 H13.4 供用	約 12,000㎡		管理用兼自然探索道 L=900m W=3m Aコース 900m W=2m Bコース 1,162m W=2m Cコース 1,202m Dコース 1,680m (Eコース (園路舗装道) 1,119m)	平成8年度～10年度 約2億2千6百万円 平成12年度 約6千6百万円
駐車場				6箇所 475台	

別紙4 広島県立みよし公園植栽管理基準

分類	エリア名	作業内容	時期	回数等	数量	備考
樹木管理	園内の高木・中低木	害虫防除(殺虫剤散布:DEP乳剤)	害虫発生時	1回/年	1,286本	園路以外の既存林は含まない。
	園内の高木・中低木	点検調査(倒木, 枝の落下の防止)	適宜	1回/年	1,286本	
	寄植	低木の剪定	入梅前	1回/年	15,994㎡	
樹林管理	自然探索道	草刈・枝払い(散策路整備)	春～秋	1回/年	10,990㎡	
芝生管理	パークゴルフ場	芝刈(グリーン)	春～秋	20回/年	580㎡	
		芝刈(フェアウェー)	春～秋	3回/年	2,142㎡	
		芝刈(ラフ)	春～秋	3回/年	7,978㎡	
	アラスの丘	芝刈	春～秋	1回/年	32,568㎡	
	芝生広場					
	こども広場					
	パークゴルフ場のグリーン及びフェアウェー	施肥	春～夏	2回/年	2,722㎡	
		除草剤散布	春～夏	2回/年		
		目土入れ	春	1回/年		
		エアレーション	早春	1回/年		
病害虫防除		初夏	1回/年			
灌水		春～夏	随時			
草花管理	しょうぶ園	用水管理	春～夏	随時		
		掘り取り・株分け・植付	開花終わり直後	1回/年	10,150株	
		除草		5回/年	3,200㎡	
		施肥	7月	1回/年	40,600株	
		病害虫防除	7月	1回/年	3,200㎡	
	木製プランター	除草・水やり・施肥	適宜	適宜	20個	
		植替え	適宜	適宜		
除 草	文化の広場	除草	春～秋	3回/年	6,550㎡	
	こども広場	除草	春～秋	3回/年	6,613㎡	
	多目的広場	除草	春～秋	3回/年	5,210㎡	
	園路・駐車場等	除草	適宜	1回/年		

別紙5 広島県立みよし公園屋内清掃基準

施設名	場所	材質	面積 (㎡)	床 掃き 掃除	床 拭き 掃除	床 カー ペット	カー ペット 床シミ 取り	吸 殻、紙 屑、容 器清掃	壁 面、除 塵	ス イッチ 廻り清 掃	備 品什器 清掃	金 属類清 掃	壁 ガラス ドア	マ ット除 塵	窓 台清 掃	ド ア清 掃	手 摺拭 掃除	洗 面台 鏡	排 水溝清 掃	洗 面陶 器、衛 生陶 器	吸 殻、紙 屑、汚 物処 理	床 表面 ワック ス管 理	床 表面 剥離 清 浄
カルチャーセンター	アリーナ	フローリング特殊張り	1,922		1/M								2/Y			1/M							
カルチャーセンター	ステージ	フローリング特殊張り	288		1/W			1/W															
カルチャーセンター	研修室	天然木化粧複合フローリング	99		1/W			1/W									1/W						
カルチャーセンター	廊下	長尺ビニールシート	346	4/W	4/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	ロビー	長尺ビニールシート	347	4/W	4/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	ロビー	半硬質ビニール床タイル	19	4/W	4/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	ロビー	磁器質4種タイル	488	4/W	4/W																		
カルチャーセンター	風除室	磁器質4種タイル	40	4/W	4/W																		
カルチャーセンター	指導室	半硬質ビニール床タイル	15	1/W	1/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	文化活動室	長尺ビニールシート	154	4/W	1/W			4/W								1/M	1/M					1Y	3Y
カルチャーセンター	ロッカールーム	長尺ビニールシート	52	4/W				3/W														1Y	3Y
カルチャーセンター	食堂	長尺ビニールシート	100	4/W	4/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	事務室	半硬質ビニール床タイル	131	4/W	1/W			4/W								1/M	1/M					1Y	3Y
カルチャーセンター	所長室	タイルカーペット	22			4/W	1/M	4/W			4/W					2/M	2/M						
カルチャーセンター	応接室	タイルカーペット	33			1/W	1/M	1/W															
カルチャーセンター	視聴覚室	タイルカーペット	197			1/W	1/M																
カルチャーセンター	ロイヤルボックス	ウイルトンカーペット	11			1/M	1/M		1/M	1/M	1/M		1/M					1/M					
カルチャーセンター	ミーティング室	半硬質ビニール床タイル	97	1/W	1/W			1/W														1Y	3Y
カルチャーセンター	運営室	半硬質ビニール床タイル	49	1/W	1/W			1/W														1Y	3Y
カルチャーセンター	医務室	半硬質ビニール床タイル	22	4/W	4/W			1/D		1/M	1/W					1/M						1Y	3Y
カルチャーセンター	会議室	長尺ビニールシート	52	2/W				2/W								1/M	1/M					1Y	3Y
カルチャーセンター	ロッカールーム	長尺ビニールシート	2		4/W			3/W														1Y	3Y
カルチャーセンター	シャワー室	磁器質50角モザイクタイル	27		1/D			1/D															
カルチャーセンター	シャワー室前室	リングマット	68		1/D						3/W							3/W					
カルチャーセンター	湯沸室(1)	長尺ビニールシート	3	4/W				1/D														1Y	3Y
カルチャーセンター	階段	長尺ビニールシート	113	4/W	4/W																	1Y	3Y
カルチャーセンター	観客席	長尺ビニールシート	1,028	2/W	2/W			1/D		1/M	1/W					1/M							
カルチャーセンター	便所	長尺ビニールシート	63	1/D	1/D			1/D	1/M			2/M			1/M	1/M		1/D		1/D	1/D	1Y	3Y
カルチャーセンター	便所	長尺ビニールシート	166	1/D	1/D			1/D	1/M			2/M			1/M	1/M		1/D		1/D	1/D	1Y	3Y
カルチャーセンター	屋外便所	磁器質4種タイル	168	1/D	1/D			1/D										1/D		1/D	1/D		
カルチャーセンター	エレベータ		1台			1/W											1/D						
カルチャーセンター	屋外ステージ	モルタル金コテ押え	84	1/M				1/M															
カルチャーセンター	控室	半硬質ビニール床タイル	43	2/W				2/W								1/M	1/M					1Y	3Y
カルチャーセンター	楽屋	長尺ビニールシート	40	2/W				2/W								1/M	1/M					1Y	3Y
カルチャーセンター	湯沸室	長尺ビニールシート	5	4/W				1/D														1Y	3Y
カルチャーセンター	楽屋	タタミ敷き	26		4/W											1/W							
温水プール	風除室	150タイル	13	4/W	4/W							4/W	4/W				4/W	4/W					

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	照明器具設備		照明器具設備	蛍光灯器具	585
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-1A)NO.1	MCB3P225AF175AT×1,MCB3P225AF125AT×1,MCB3P225AF150AT×1,MCB3P50AF50AT×3,MCB3P50AF15AT×4	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-1A)NO.2	MCB3P100AF75AT×1,MCB3P225AF100AT×1,MCB3P100AF75AT×1,MCB3P50AF50AT×	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-3A)NO.1	MCB400AF350AT×1,MCB3P400AF250AT×2,MCB3P225AF,200AT×1,MCB3P50AF15AT×6	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-3A)NO.2	MCB225AF125AT×3,MCB3P400AF250AT×2,MCB3P100AF75AT×2,MCB3P50AF30AT×	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-3A)NO.3	MCB100AF75AT×3,MCB3P50AF50AT×2,MCB3P225AF125AT×1,MCB3P50AF15AT×2	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(P-3A)NO.4	MCB225AF125AT×1,MCB3P50AF30AT×2,MCB3P50AF	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		動力盤(L-3A)	MCB50AF50AT×9,MG×9	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1A)	(主)MCB3P225AF200AT×1,(分)MCB2P500AF20AT×21,MCB1P50AF20AT×29,ELB2P50AF20AT×10	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1B)	(主)MCB3P100AF100AT×1,(分)MCB1P50AF20AT×9,MCB1P50AF20AT×21,ELB2P30AF20AT×1	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1D)	(主)MCB3P50AF30AT×1,(分)ELB2P30AF20AT×3	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		分電盤(L-R)	(主)MCCB3P225AF200AT×1,(分)MCB2P50AF20AT×15(主)MCCB3P225AF150AT×1,(分)MCB2P50A50AT×	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1C)	(主)MCB3P100AF100AT×1,(分)MCB1P50AF20AT×15,MCB1P50AF20AT×21,ELB2P50AF20AT×1	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-2A)	(主)MCB3P225AF150AT×1,(分)MCB1P50AF20AT×35,MCB2P50AF20AT×20,ELB2P50AF20AT×3	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-2B)	(主)MCB3P100AF75AT×1,(分)MCB1P50AF20AT×20,MCB2P50AF20AT×10,ELB2P30AF20AT×4	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(PL-1)	(主)MCB3P100AF100AT×1,(分)MCB1P50AF20AT×7,MCB2P50AF20AT×2,ELB2P30AF20AT×15	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(PL-2)	(主)MCB3P50AF50AT×1,(分)MCB2P500AF20AT×5,MCB1P50AF20AT×9,ELB2P50AF20AT×3	1
カルチャーセンター	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-2C)	(主)MCB3P100AF75AT×1,(分)MCB2P50AF20AT×8	1
カルチャーセンター	受変電設備		受電盤	DS×1,VGB×1,LA×1,ZCT×1,PT×1,KW×1,PF×1,CT×1,V×1,A×1等	1
カルチャーセンター	受変電設備		高圧引込受電盤	3PDS7.2KV400A×1,ZPG×1,VGB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PF×1,OCR×1,PT×2,DGR×1,CT×2等	1
カルチャーセンター	受変電設備		配電盤(一般電灯)	LBS7.2KV3P200A×1,Tr1φ3W200KVA×1,V×1,A×1,MCB3P225AF200AT×1,MCB3P225AF150AT×	1
カルチャーセンター	受変電設備		配電盤(一般動力)	LBS7.2KV3P200A×1,Tr3φ3W400KVA×1,V×1,A×1,MCB3P400AF400AT×1,MCB3P400AF300AT×	1
カルチャーセンター	受変電設備		配電盤(舞台照明用)	PC7.2KV2P50A×1,Tr1φ3W100KVA×1,V×1,A×1,MCB3P600AF500AT×1,MCB3P400AF300AT×1	1
カルチャーセンター	受変電設備		配電盤(アリーナ照明用)	PC7.2KV3P50A×1,Tr3φ3W100KVA×1,V×1,A×1,MCB3P225AF200AT×2	1
カルチャーセンター	受変電設備		配電盤(舞台音響用)	PC7.2KV3P50A×1,Tr3φ3W50KVA×1,V×1,A×1,MCB3P100AF75AT×1	1
カルチャーセンター	受変電設備		コンデンサー盤	PC7.2KV3P50A×1,SC50KVA×1	1
カルチャーセンター	受変電設備		低圧配電盤(非常動力)	MCB3P225AF150AT×1,MCB3P50AF50AT×2,MCB3P50AF20AT×1	1
カルチャーセンター	受変電設備		低圧配電盤(電灯動力)	MCB3P100AF75AT×2	1
カルチャーセンター	受変電設備		外部配線	高圧ケーブル	1
カルチャーセンター	受変電設備		接地抵抗測定	E1.E2.E3	3
カルチャーセンター	受変電設備		指示計器,表示	高圧	8
カルチャーセンター	受変電設備		操作類	高圧	16
カルチャーセンター	受変電設備		指示計器,表示	低圧	2
カルチャーセンター	受変電設備		操作類	低圧	4
カルチャーセンター	受変電設備		変圧器(油入式)	1φ3W200KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備		変圧器(油入式)	3φ3W400KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備		変圧器(油入式)	1φ3W100KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備		変圧器(油入式)	3φ3W100KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備		変圧器(油入式)	1φ3W50KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備		高圧進相コンデンサー	150KVA	1

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	受変電設備		真空遮断器(VCB)	7.2KVA 3P400A 8.0KA	1
カルチャーセンター	受変電設備		高圧負荷開閉器(LBS)	7.2KV 3P200A	2
カルチャーセンター	受変電設備		高圧カットアウトスイッチ(PC)	3P 7.2KV30A	1
カルチャーセンター	受変電設備		高圧カットアウトスイッチ(PC)	2P 7.2KV50A	3
カルチャーセンター	受変電設備		計器用変流器(CT)		2
カルチャーセンター	受変電設備		計器用変圧器(PT)		2
カルチャーセンター	受変電設備		過電流継電器(OCR)		1
カルチャーセンター	受変電設備		地絡方向性継電器(DGR)		1
カルチャーセンター	受変電設備		(ZPC)		1
カルチャーセンター	受変電設備		地絡継電器(LGR)		1
カルチャーセンター	受変電設備		零相変流器(ZCT)		6
カルチャーセンター	受変電設備		配線	総合点検	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧引込受電盤	3PDS7.2KV400A×1,LA×1,VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PF×1,PT×2,CT×2等	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		分岐盤 (カルチャー電気室へ)	VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PT×2,CT×2等	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		分岐盤(高圧分岐箱へ)	VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PT×2,CT×2等	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		配電盤	PC7.2KV3P30A×1,Tr1φ3W50KVA×1,V×1,A×1,MCCB3P50AF50AT×10,MCCB3P50AF20AT×	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		配電盤	PC7.2KV3P30A×1,Tr3φ3W30KVA×1,V×1,A×1,MCCB3P100AF75AT×10,MCCB3P100AF100AT×	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		コンデンサー盤	PC7.2KV3P50A×1,SC25KVA×1	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		外部配線	高圧ケーブル	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		接地抵抗測定	E1.E2.E3	3
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		指示計器,表示	高圧	6
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		操作類	高圧	12
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		指示計器,表示	低圧	2
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		操作類	低圧	4
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		変圧器(油入式)	1φ3W50KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		変圧器(油入式)	3φ3W20KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧進相コンデンサー	3φ25KVA	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		断路器(DS)	7.2KVA 3P400A	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		真空遮断器(VCB)	7.2KVA 3P400A 8.0KA	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧負荷開閉器(LBS)	7.2KV 3P200A	2
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	3P 7.2KV30A	1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	2P 7.2KV50A	3
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		計器用変流器(CT)		2
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		計器用変圧器(PT)		2
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		過電流継電器(OCR)		1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		地絡方向性継電器(DGR)		1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		(ZPC)		1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		地絡継電器(LGR)		1
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		零相変流器(ZCT)		6
カルチャーセンター	受変電設備 (屋外キュービクル)		配線	総合点検	1

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧引込受電盤	LBS7.2KV200A×2等	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		配電盤	PC7.2KV3P30A×1,Tr3φ3W50KVA×1,V×1,A×1,MCB3P225AF225AT×1,MCB3P100AF100AT×	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		配電盤	PC7.2KV2P30A×1,Tr1φ3W30KVA×1,V×1,A×1,MCB3P100AF100AT×4,MCB3P50AF50AT×	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		外部配線	高圧ケーブル	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		接地抵抗測定	E1.E2.E3	3
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		指示計器,表示	高圧	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		操作類	高圧	2
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		指示計器,表示	低圧	2
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		操作類	低圧	4
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		変圧器(油入式)	1φ3W50KVA	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		変圧器(油入式)	3φ3W20KVA	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧負荷開閉器(LBS)	7.2KV 3P200A	2
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	3P 7.2KV30A	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	2P 7.2KV50A	1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		計器用変流器(CT)		2
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		計器用変圧器(PT)		2
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		地絡継電器(LGR)		1
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		零相変流器(ZCT)		3
カルチャーセンター	浄化槽受変電設備 (屋外キュービクル)		配線	総合点検	1
カルチャーセンター	避雷針設備		避雷道線又は棟上導体	10m1回当たり(143m)	14
カルチャーセンター	避雷針設備		接地用端子箱		7
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)		発電機	形式・閉鎖防滴自己通風型,容量100KVA,回転数1800rpm,極数4P,力率80%遅れ,励磁方式・ブラシレス,起動方式・電気式,制御	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			機器点検及び総合点検	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			配電盤	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			始動用蓄電池装置	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			燃料タンク等	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			ラジエータ	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			換気装置	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			排気管	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			バルブ	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			試運転	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)		昇降機	用途:乗用,制御方式:可変電圧可変周波数制御方式,操作方式:全自動乗合方式,容量:750Kg 11名,速度:60m/min	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			地震時管制運転装置(普通級P波検知付)	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			火災時管制運転装置	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			停電時自動着床装置(油圧式用)	1
カルチャーセンター	自家発電設備 (非常用)			故障自動通話装置	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		非常業務用ロッカー型 アンプ	電源AC100V 50/60Hz,定格出力360W(監視総合盤に組み)	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ(S-1)	入力3W,入力インピーダンス3.3KΩ,10KΩ,周波数特性130~12000Hz,出力音圧レベル92dB,スピーカ16cm	28
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ(S-6)	入力5W,入力インピーダンス3.3KΩ,2KΩ,周波数特性130~13000Hz,出力音圧レベル93dB,スピーカ16cm	2
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		壁掛型スピーカ(S-3)	入力3W,入力インピーダンス3.3KΩ,周波数特性130~12000Hz,出力音圧レベル92dB,スピーカ16cm	1

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		壁掛型スピーカー(S-4)ATT付	入力3W,入力インピーダンス3.3KΩ,周波数特性130~12000Hz,出力音圧レベル92dB,スピーカー16cm	4
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		トランペットスピーカー(S-5)	入力3W,入力インピーダンス2KΩ,周波数特性250~7000Hz,出力音圧レベル 105dB	7
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		アッテネータ	入力容量 1W インピーダンス10KΩ	26
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		電源制御ボックス	電源AC100V 50/60Hz,電流容量最大10A,制御方式EMG時DC24VのブレイクによりAC100V制御,電力容量最大800W	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		舞台照明設備		1式
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		音響設備		1式
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		視聴覚設備		1式
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		得点表示設備		1式
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		呼出し設備	身障者用インターホン親機,子機	7
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		親時計(2回路)	電源:AC100V±10% 50/60Hz共用	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-1) 露出	消費電流:12mA 丸型 (310φ)	15
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-2) 露出	消費電流:12mA 角型 (310φ)	6
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-3) 埋込	消費電流:12mA 埋込型 (300φ)	2
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-4) 埋込	消費電流:12mA 埋込型 (410φ)	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-5) デジタル	表示ユニット:マグネット反転式 白色 素子数257個	1
カルチャーセンター	拡声設備 (非常放送)		子時計(T-6) スピーカ付ATT付	スピーカー入力30W,出力98dB(0.5m),機械DC24V 有極30秒運針コイル抵抗2000Ω,消費電流12mA(TR-401)	1
カルチャーセンター	監視カメラ設備		ビデオカメラ(カラー)	デジタルカメラ	11
カルチャーセンター	監視カメラ設備		ビデオカメラ(カラー)	デジタルカメラ	2
カルチャーセンター	監視カメラ設備		電動旋回台	動作角度:水平 (自動)330° ±5° (手動)350° ±5° 垂直 ±60° (120°)以上(水平基準)	2
カルチャーセンター	監視カメラ設備		リモートコントロールユニット	制御内容:回転台 PAN TILT,レンズ FOCUS IRIS ZOOM,カメラ電源:ON OFF 取付金具付	2
カルチャーセンター	監視カメラ設備		モニターテレビ(カラー)	ブラウン管:10型 FSフルスクエアブラウン管,カラー方式NTSC方式	2
カルチャーセンター	監視カメラ設備		モニターテレビ(カラー)	ブラウン管:14型 カラートリニオン 90度偏向,AGピッチ0.6mmブラックフェイス,解像度 TV250本	2
カルチャーセンター	監視カメラ設備		テレビ共聴設備	機器及び機器収納函	4
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		複合防災盤	P型1級35回線,運動制御器30回線(蓄積式)	1
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		総合盤(消火栓に組込)	P型1級発信機,表示灯,警報ベル	12
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		消火栓始動押釦	AC24V,確認灯付(消火栓箱に内装)	12
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		差動式スポット型感知器	2種 確認灯付	123
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		定温式スポット型感知器	特殊60°C 確認灯付	6
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		定温式スポット型感知器	1種70°C 確認灯付(防水型)	8
カルチャーセンター	自動火災報知器設備		光電式スポット型感知器	2種	91
温水プール	照明器具設備		照明器具設備	蛍光灯器具	284
温水プール	照明器具設備			照明器具のランプ交換(100㎡1年当たり)	8
温水プール	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1A)	(主)MCCB3P225AF125AT×1,(分)MCCB2P50AF20AT×27,ELCB2P50AF20AT×5	1
温水プール	分電盤,動力盤設備		電灯分電盤(L-1B)	(主)MCCB3P400AF250AT×1,(分)MCCB2P50AF20AT×44,ELCB2P50AF20AT×19	1
温水プール	分電盤,動力盤設備		電灯動力盤(LM-B1A)	動力(主)MCCB3P400AF400AT×1,MCCB3P100AF75AT×3,ELCB3P50AF30AT×9,ELCB3P50AF15AT×	1
温水プール	分電盤,動力盤設備		電灯盤(L-1C)	(主)MCCB3P400AF300AT×1,MCCB2P50AF20AT×32,ELCB2P50AF20AT×10	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧受電盤	DS3P7.2KV200A×1,VGB7.2KV400A8.0KA×1,DGR×1,PT×2,CT×2,KW×1,V×1,A×1,ZPC×1,ZCT×1,LBS7.2KV200A×	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		電灯配電盤	LBS7.2KV200A×1,TR1φ3W×1,CT×2,V×1,A×1,MCCB3P400AF400AT×3,MCCB3P225AF150AT×	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		動力配電盤	LBS7.2KV200A×1,TR3φ3W×1,CT×2,V×1,A×1,ELR×1,MCCB3P400AF300AT×2,MCCB3P225AF150AT×	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		外部配線	高圧ケーブル	1

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		接地抵抗測定	E1.E2.E3	3
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		指示計器,表示	高圧	3
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		操作類	高圧	6
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		指示計器,表示	低圧	2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		操作類	低圧	4
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		変圧器(油入)	1φ 3W100KVA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		変圧器(油入)	3φ 3W300KVA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		断路器	3P7.2KV200A	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		真空遮断機	3P7.2KV400A8.0KA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧負荷開閉器(LBS)	3P7.2KV200A	3
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		変流器(CT)		6
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		計器用変圧器(PT)		2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		過電流継電器(OCR)		1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		地絡方向性継電器 (DGR)		1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		地絡継電器		1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		配線	総合点検	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧引込受電盤	3PDS7.2KV400A×1,LA×1,VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PF×1,PT×2,CT×2等	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		分岐盤 (カルチャー電気室へ)	VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PT×2,CT×2等	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		分岐盤(高圧分岐箱へ)	VCB7.2KV400A8.0KV×1,V×1,W×1,A×1,PT×2,CT×2等	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		配電盤	PC7.2KV3P30A×1,Tr1φ 3W50KVA×1,V×1,A×1,MCCB3P50AF50AT×10,MCCB3P50AF20AT×	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		配電盤	PC7.2KV3P30A×1,Tr3φ 3W30KVA×1,V×1,A×1,MCCB3P100AF75AT×10,MCCB3P100AF100AT×	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		コンデンサー盤	PC7.2KV3P50A×1,SC25KVA×1	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		外部配線	高圧ケーブル	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		接地抵抗測定	E1.E2.E3	3
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		指示計器,表示	高圧	6
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		操作類	高圧	12
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		指示計器,表示	低圧	2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		操作類	低圧	4
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		変圧器(油入式)	1φ 3W50KVA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		変圧器(油入式)	3φ 3W20KVA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧進相コンデンサー	3φ 25KVA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		断路器(DS)	7.2KVA 3P400A	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		真空遮断器(VCB)	7.2KVA 3P400A 8.0KA	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧負荷開閉器(LBS)	7.2KV 3P200A	2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	3P 7.2KV30A	1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		高圧カットアウトスイッチ(PC)	2P 7.2KV50A	3
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		計器用変流器(CT)		2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		計器用変圧器(PT)		2
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		過電流継電器(OCR)		1
温水プール	受変電設備 (屋外型キュービクル)		地絡方向性継電器 (DGR)		1

別紙6 広島県立みよし公園電気設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
温水プール	受変電設備 (屋外キュービクル)		(ZPC)		1
温水プール	受変電設備 (屋外キュービクル)		地絡継電器(LGR)		1
温水プール	受変電設備 (屋外キュービクル)		零相変流器(ZCT)		6
温水プール	拡声設備 (非常放送)		事務室業務放送設備架	モニターユニット,出力操作器(操作部),CDミュージックマンダブルカセットデッキ,パワーアンプ(160W),主電源ユニット,スピーカ制御器,出力操作器(制	1
温水プール	拡声設備 (非常放送)		主電源ユニット	30Aサーキットブレーカ付 AC100V出力,スイッチ運動×8,スイッチ非運動×3	1
温水プール	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ (A)ATT付	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル93dB/W(1m),周波数特性80~14000Hz,入力インピーダンス1.6KΩ	15
温水プール	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ (B)ATT付	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル93dB/W(1m),周波数特性80~14000Hz,入力インピーダンス1.6KΩ	6
温水プール	拡声設備 (非常放送)		壁掛型スピーカ(ATT付)	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル92dB/W(1m),周波数特性100~10000Hz,入力インピーダンス3.3KΩ	2
温水プール	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ (A)ATT付	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル93dB/W(1m),周波数特性80~14000Hz,入力インピーダンス1.6KΩ	15
温水プール	拡声設備 (非常放送)		天井埋込スピーカ (B)ATT付	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル93dB/W(1m),周波数特性80~14000Hz,入力インピーダンス1.6KΩ	6
温水プール	拡声設備 (非常放送)		壁掛型スピーカ(ATT付)	スピーカユニット16cmダイナミック製,定格入力6W,出力音圧レベル92dB/W(1m),周波数特性100~10000Hz,入力インピーダンス3.3KΩ	2
温水プール	拡声設備 (非常放送)		呼出し設備	身障者用インターホン親機,子機	7
温水プール	監視カメラ設備		14型カラービデオモニター	水平解像度:350TV本以上,映像×2(フリッジ可),Y/C×1(入力Bと切替),音声×2(フリッジ可),音声出力1.0Wオートアリスレンズ 焦点	2
温水プール	監視カメラ設備		タイムラプスビデオ(T-120使用時)	S-VHSモード:2時間(標準),6時間(EP),タイムラップスローモード:24,48,72,120,160,240,480,960時間 リニアスローモード:12,24時間	1
温水プール	監視カメラ設備		カラービデオカメラ(B)	カメラヘッド:撮像素子1/3インチインターラインCCD,	2
温水プール	監視カメラ設備		ドーム型カラービデオカメラ(A)	撮像素子1/3インチインターラインCCD,同期方式	1
温水プール	監視カメラ設備		カラービデオカメラ(C)	カメラヘッド:撮像素子1/3インチインターラインCCD,	1
温水プール	監視カメラ設備		4分割ユニット	非同期入力可,映像入力4回路,映像出力モニター×1,4分割×1,リモコン選択チャンネル,フリーズ,アラーム,文字表示	2
温水プール	監視カメラ設備		テレビ共聴設備	機器及び機器収納函	1
温水プール	自動火災報知器設備		複合防災盤	P型1級5回線,防排煙4回線	1
温水プール	自動火災報知器設備		総合盤	P型1級発信機,表示灯,警報ベル	3
温水プール	自動火災報知器設備		副受信機	10L	1
温水プール	自動火災報知器設備		警報ベル	AC24V,防水型	2
温水プール	自動火災報知器設備		差動式スポット型感知器	2種 確認灯付	16
温水プール	自動火災報知器設備		定温式スポット型感知器	1種70℃ 確認灯付(防水型)	8
温水プール	自動火災報知器設備		定温式スポット型感知器	特殊60℃ 確認灯付	6
温水プール	自動火災報知器設備		光電式スポット型感知器	2種 非蓄積型(露出型)	7

<電話設備>

施設名	設置場所	分類	名称	メーカー	数量
		電話設備	電子交換機		80回線
		電話設備	多機能電話機		24台
		電話設備	単機能電話機		6台

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	屋外	給排水設備	受水槽	FRP製サンドイッチ構造(ポンプ室付)有効54立方メートル呼称寸法W4000×L7500(内ポンプ室L2500)×H3000,2槽式,マンホール600φ内外ハンゴ,平架台共,耐震強度2/3G,SUS製手摺	1
カルチャーセンター	ポンプ室	給排水設備	加圧給水ポンプ	自動交互並列運転方式65φ×550mm/分(並列時)×35m,制御盤共,赤水対策ナイロンコーティング製	1
カルチャーセンター	ポンプ室	給排水設備	真空給湯機	油焚温温水ボイラー(給湯専用)定格出力K ₂ ,出湯量103mm ³ /分(5~60℃)伝熱面積7.3,最高使用圧力5Kgf/cm ² G,燃料消費量47mm ³ /H(灯油),バーナーON-OFF制御,その他標準付属品,安全装置,感温器付循環ポンプ	1
カルチャーセンター	1階機械室	給排水設備	貯湯槽	ステンレスクラッド鋼板製(SUS304L)容量5600mm ³ ,寸法1650φ×2300H板厚8mm(側板,鏡板共)耐圧5Kgf/cm ² 外電防蝕装置付マンホール温度計取付口×2,耐震強度2/3G	1
カルチャーセンター	1階機械室	給排水設備	給湯循環ポンプ(2次)	ステンレス製ライン型25φ×50mm ³ /分×11m	2
カルチャーセンター	1階機械室	給排水設備	給湯循環ポンプ(1次)	ステンレス製ライン型50φ×270mm ³ /分×17m	2
カルチャーセンター	1階機械室	給排水設備	給湯用膨張タンク	ステンレス鋼板製開放型,容量1000mm ³ ,板厚2.0t,寸法1000×1000×1200H(架台1300Hハンゴ付)耐震強度1.0G	1
カルチャーセンター	1階機械室	給排水設備	消火用補給水槽	FRP製複合板構造容量200mm ³ 寸法650×650×650H(架台1300H)耐震強度1.0G	1
カルチャーセンター	消火ポンプ室	給排水設備	屋内消火栓ポンプ	ユニット型,多段タービンポンプ,50φ×300mm ³ /分×51m付属品,呼水槽(100mm ³)制御盤その他標準付属品一式,フランジ型凍結防止器(50φ)	1
カルチャーセンター	ポンプ室	給排水設備	飲料水滅菌機	ダイヤフラム式,最大滅菌能力750mm ³ /分,最大吐出能力12.5cc/分,最大吐出圧力10Kgf/cm ² G,モーター給水ポンプ連動用端子付,付属品ブレードホース3m,注入弁1ヶ,吸込ホース5φ×1000L,ケミカルタンク(100mm ³)	1
カルチャーセンター	機械室(1)	給排水設備	移動式粉末消火設備	第3種粉末(ABC)消火薬剤33Kg,主導起動方式,貯蔵タンク38mm ³ ,ホース20m付,格納箱,鉄板製(前面型開方式)表示灯	1
カルチャーセンター	身障者便所前,トレーニング室前,文化活動室前	給排水設備	ウォータークーラー	プレッシャー式床置型,冷水供給能力16mm ³ /H,標準使用可能人員128人(125cc/人・H)自動洗浄タイプ	3
カルチャーセンター	湯沸室	給排水設備	貯湯式電気湯沸機	壁掛型ボイリング仕様,貯湯量20mm ³ ,電気ヒーター,マルチコントロールマイコン搭載,自動給排水機能付	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	給排水設備	貯湯式電気湯沸機	壁掛型ボイリング仕様,貯湯量12mm ³ ,電気ヒーター	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	和風大便器	C137VF(A)	23
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	和風大便器	C137VF(B)	5
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洋風大便器	C21	9
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洋風大便器	C48	2
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洋風大便器	C420	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	身障者用大便器	C48AS	2
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	小便器	U307C	27
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洗面器	L220(A)	32
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洗面器	L220(B)	4
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洗面器	L221CF	6
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	身障者用洗面器	L103C	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	身障者用洗面器	C270CM	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	手洗器	L5	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	手洗器	L5B	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	身障者用手洗器	L21N	2
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	隅付手洗器	L60N	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	掃除流	SK22A	5
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	洗面器	L230	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	グリッドトップ	FRP製50mm ³ ,寸法W300×L600×H450	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	屋内消火栓	消火器箱一体式総合型露出W1000×L200×H1400	3
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	屋内消火栓	消火器箱一体式総合型埋込W1000×L200×H1400	6
カルチャーセンター	楽屋湯沸室	衛生器具	屋内消火栓	総合型埋込W700×L200×H1400	3
カルチャーセンター	防災センター	中央監視装置	中央監視装置		1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	吸収冷温水機	灯油焚二重効用26%省エネタイプ,冷房能力240USRT,暖房能力665000Kcal/H,冷温水量145.2立方メートル/H,冷却水量236.6立方メートル/H,冷水温度7~12℃,温水温度60~55.4℃,冷却水温度32~37.5℃,燃料消費量62.3mm ³ /H(夏),71.9mm ³ /H(冬)	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	吸収冷温水機	灯油焚二重効用26%省エネタイプ,冷房能力80USRT,暖房能力211000Kcal/H,冷温水量48.4立方メートル/H,冷却水量78.9立方メートル/H,冷水温度7~12℃,温水温度60~55.4℃,冷却水温度32~37.5℃,燃料消費量20.8mm ³ /H(夏),22.8mm ³ /H(冬)	1
カルチャーセンター	屋上	空調設備機器	冷却塔	二重効用吸収式用開放型(低騒音タイプ)冷却能力240冷却トン,冷却水量240立方メートル/H(32~37.4℃),外気WB27℃,送風機騒音レベル驥側10mにて62db(A),防振装置(OS式)耐震強度	1
カルチャーセンター	屋上	空調設備機器	冷却塔	二重効用吸収式用開放型(低騒音タイプ)冷却能力80冷却トン,冷却水量80立方メートル/H(32~37.4℃),外気WB27℃,送風機騒音レベル驥側10mにて62db(A),防振装置(OS式)耐震強度1.0G	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷却水ポンプ	渦巻型150φ×4000mm ³ /分×27m,防振装置(OS式)共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷却水ポンプ	渦巻型80φ×1335mm ³ /分×27m,防振装置(OS式)共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷温水一次ポンプ	渦巻型125φ×2415mm ³ /分×15m,防振装置(OS式)共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷温水一次ポンプ	渦巻型100φ×800mm ³ /分×15m,防振装置(OS式)共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷温水二次ポンプ	渦巻型125φ×3300mm ³ /分×27m,防振装置(OS式)共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	オイルギヤーポンプ	歯車タイプ15φ×19mm ³ /分×20m,自動交互運転	2
カルチャーセンター	屋外	空調設備機器	地下貯油槽	鋼板製(SS41)灯油用,容量10000mm ³ ,寸法1600φ×L5200,板厚鏡板9.0t,胴板9.0t,その他付属品	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	オイルサーピスタック	鋼板製(SS41)灯油用,容量200mm ³ ,寸法W500×L500×H730,架台H1700,板厚側板・底板・天板3.2t,側圧式油面計,ハンゴ付	1
カルチャーセンター	屋根	空調設備機器	空調用膨張タンク	ステンレス鋼板製開放型,容量500mm ³ ,板厚2.0t,寸法W900×L900×800H(架台1600H)	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷温水往ヘッダー	鋼管製,寸法300φ×L2500,架台1000H,溶融亜鉛メッキ仕上,耐圧10Kg/cm ² ,温度計(100φ),圧力計共	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	冷温水還ヘッダー	鋼管製,寸法300φ×L3000,架台1000H,溶融亜鉛メッキ仕上,耐圧10Kg/cm ² ,温度計(100φ),圧力計共	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(アリーナ系統)	横型冷房能力479800Kcal/H,暖房能力264300Kcal/H	1

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(観客席系統)	横型冷房能力342600Kcal/H,暖房能力201900Kcal/H,	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(QEホール系統)	横型冷房能力127200Kcal/H,暖房能力111300Kcal/H,	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(1階ステージ系統)	横型冷房能力49900Kcal/H,暖房能力37200Kcal/H,	1
カルチャーセンター	研修室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(研修室系統)	ターミナル型天吊タイプ 冷房能力13100Kcal/H,暖房能力10900Kcal/H,吊防振ゴム装置付	1
カルチャーセンター	視聴覚室	空調設備機器	エアハンドリングユニット(視聴覚室系統)	ターミナル型天吊タイプ 冷房能力12600Kcal/H,暖房能力14000Kcal/H,吊防振ゴム装置付	1
カルチャーセンター	トレーニングルーム	空調設備機器	エアハンドリングユニット(トレーニングルーム系統)	ターミナル型天吊タイプ 冷房能力12600Kcal/H,暖房能力13000Kcal/H,吊防振ゴム装置付	1
カルチャーセンター	切符売場	空調設備機器	ファンコイルユニット	カセット型(2方向吹出し),冷房能力2090Kcal/H,暖房能力2870Kcal/H,風量510立方メートル/H,冷温水量6ℓ/分,水洗再生式エアフィルター,定流量弁 冷水入口温度7℃,温水入口温	1
カルチャーセンター	医務室, 控室(5)	空調設備機器	ファンコイルユニット	カセット型(2方向吹出し),冷房能力2840Kcal/H,暖房能力3930Kcal/H,風量680立方メートル/H,冷温水量8ℓ/分,水洗再生式エアフィルター,定流量弁 冷水入口温度7℃,温水入口温	2
カルチャーセンター	ミーティング室(1)(2),控室(1)(2),運営室,楽屋(2)	空調設備機器	ファンコイルユニット	カセット型(2方向吹出し),冷房能力4280Kcal/H,暖房能力5810Kcal/H,風量1020立方メートル/H,冷温水量12ℓ/分,水洗再生式エアフィルター,定流量弁 冷水入口温度7℃,温水入口温	8
カルチャーセンター	指導室,楽屋(1),ロッカー室(1)(2),映写室	空調設備機器	ファンコイルユニット	カセット型(2方向吹出し),冷房能力5650Kcal/H,暖房能力8200Kcal/H,風量1360立方メートル/H,冷温水量16ℓ/分,水洗再生式エアフィルター,定流量弁 冷水入口温度7℃,温水入口温	6
カルチャーセンター	所長室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン(所長室)	天井カセット(ビルトインタイプ),冷房能力3500Kcal/H,暖房能力4200Kcal/H	1
カルチャーセンター	休養室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン(休養室)	天井カセット(ビルトインタイプ),冷房能力3500Kcal/H,暖房能力4200Kcal/H	1
カルチャーセンター	1階道具庫	空調設備機器	除湿機	床置型,除湿能力2.2ℓ/H,(週間温度DB32.1℃,RH74%),圧縮機送風機720立方メートル/H,機外静圧mmAq	1
カルチャーセンター	調光,調整機械室,スポットライト室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	ビル用マルチタイプ(天井カセット型),室外機 冷房能力20000Kcal/H,暖房能力22400Kcal/H	1
カルチャーセンター	事務室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	ビル用マルチタイプ(天井カセット型),屋外機 冷房能力20000Kcal/H,暖房能力22400Kcal/H	1
カルチャーセンター	食堂・喫茶	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	ビル用マルチタイプ(天井カセット型),屋外機 冷房能力31500Kcal/H,暖房能力30900Kcal/H	1
カルチャーセンター	厨房休憩室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型,冷房能力2500Kcal/H,暖房能力3500Kcal/H	1
カルチャーセンター	応接室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型,冷房能力7100Kcal/H,暖房能力7700Kcal/H	1
カルチャーセンター	会議室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型,冷房能力10000Kcal/H,暖房能力10600Kcal/H	1
カルチャーセンター	調光・調整室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型,冷房能力4500Kcal/H,暖房能力4800Kcal/H	1
カルチャーセンター	厨房	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型(ビルトインタイプ),冷房能力4500Kcal/H,暖房能力4800Kcal/H	1
カルチャーセンター	売店	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	天井カセット型,冷房能力3200Kcal/H,暖房能力3600Kcal/H	1
カルチャーセンター	視聴覚室	空調設備機器	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	空冷ヒートポンプエアコン 天吊り型 冷房25.0KW 暖房28.0KW 三相200V	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	排気ファン(アリーナ天井裏系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#3 1/2×12300立方メートル/H×38mmAq	1
カルチャーセンター	1階道具庫	空調設備機器	排気ファン(ステージ床下系統)	天井吊型斜流ダクトファン,200φ×800立方メートル/H×8mmAq	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	排気ファン(1階便所系)	天井吊型片吸込シロッコファン,#2 3170立方メートル/H×	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	排気ファン(機械室・発電機室系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#3 1/2×5980立方メートル/H×19mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	排気ファン(厨房系統)	ラインファン,#2 3800立方メートル/H×32mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	排気ファン(3階機械室系統)	天井吊型斜流ダクトファン,500φ×4500立方メートル/H×29mmAq	1
カルチャーセンター	2階便所	空調設備機器	排気ファン(2階便所北系統)	静音型ミニシロッコファン,#1 3/4×2000立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	2階倉庫(2)	空調設備機器	排気ファン(2階便所中央系統)	静音型ミニシロッコファン,#1 3/4×2000立方メートル/H×11mmAq	1
カルチャーセンター	器具庫(1)	空調設備機器	排気ファン(楽屋便所系統)	低騒音型ミニシロッコファン,#1 1/4×310立方メートル/H×5mmAq	1
カルチャーセンター	器具庫(1)	空調設備機器	排気ファン(器具庫(1)系統)	低騒音型ミニシロッコファン,#1 1/2×1500立方メートル/H×12mmAq	1
カルチャーセンター	器具庫(2)	空調設備機器	排気ファン(器具庫(2)系統)	低騒音型ミニシロッコファン,#1 1/4×960立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	器具庫(3)	空調設備機器	排気ファン(器具庫(3)系統)	低騒音型ミニシロッコファン,#1 1/4×530立方メートル/H×16mmAq	1
カルチャーセンター	2階倉庫(2)	空調設備機器	排気ファン(2階便所東系統)	低騒音型ミニシロッコファン,#1 1/2×960立方メートル/H×15mmAq	1
カルチャーセンター	映写室	空調設備機器	排気ファン(映写室系統)	低騒音型ミニシロッコファン,(消音ボックス入り)#1 1/4×900立方メートル/H×7mmAq	1
カルチャーセンター	道具庫	空調設備機器	排気ファン(道具庫系)	天井吊型斜流ダクトファン,200φ×480立方メートル/H×3mmAq	1
カルチャーセンター	道具庫	空調設備機器	排気ファン(ロッカールーム系統)	静音型天井扇,180φ×310立方メートル/H×7mmAq	1
カルチャーセンター	シャワー室	空調設備機器	排気ファン(シャワー室系)	静音型天井扇,150φ×170立方メートル/H×3mmAq	1
カルチャーセンター	厨房便所	空調設備機器	排気ファン(厨房便所系統)	静音型天井扇,130φ×60立方メートル/H×3mmAq	1
カルチャーセンター	1階倉庫(1)	空調設備機器	排気ファン(倉庫(1)系)	中間ダクトファン,200φ×180立方メートル/H×6mmAq	1
カルチャーセンター	2階倉庫	空調設備機器	排気ファン(倉庫(2)系)	天井吊型斜流ダクトファン,200φ×480立方メートル/H×8mmAq	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	排気ファン(発電機室系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#2 1/2×3720立方メートル/H×17mmAq	1
カルチャーセンター	エレベーター機械室	空調設備機器	排気ファン(エレベーター機械室系統)	天井吊型斜流ダクトファン,400φ×2800立方メートル/H×15mmAq	1

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
カルチャーセンター	エレベーター機械室	空調設備機器	排気ファン(楽屋・脱衣シャワー系統)	二部屋用天井扇,130φ×50立方メートル/H×6mmAq	1
カルチャーセンター	楽屋湯沸室・事務室湯沸室	空調設備機器	排気ファン(楽屋・事務室湯沸室系統)	低騒音型天井扇,230φ×50立方メートル/H×6mmAq,強弱2段切替スイッチ付	2
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	給気ファン(アリーナ天井裏系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#3 1/2×12300立方メートル/H×41mmAq	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	給気ファン(機械室・発電機室系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#2 1/2×5980立方メートル/H×21mmAq	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	給気ファン(発電機室系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#4 1/2×17700立方メートル/H×19mmAq	1
カルチャーセンター	1階機械室	空調設備機器	給気ファン(厨房系統)	天井吊型片吸込シロッコファン,#2×3600立方メートル/H×	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	給気ファン(3階機械室系統)	床置型片吸込シロッコファン,#2 1/2×3730立方メートル/H×18mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	給気ファン(AHU-1用OA系統)	床置型片吸込シロッコファン,#5×28850立方メートル/H×44mmAq	1
カルチャーセンター	アリーナ天井裏	空調設備機器	高速強制対流ファン(アリーナ北側系統)	デリバントファン220φ×2760立方メートル/H×130mmAq	2
カルチャーセンター	アリーナ天井裏	空調設備機器	高速強制対流ファン(アリーナ南側系統)	デリバントファン220φ×2760立方メートル/H×130mmAq	2
カルチャーセンター	控室(5)	空調設備機器	空調用換気扇(控室(5)系統)	天井隠蔽型210立方メートル/H×8mmAq	1
カルチャーセンター	楽屋(1)	空調設備機器	空調用換気扇(楽屋(1)系統)	天井隠蔽型360立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	楽屋(2)	空調設備機器	空調用換気扇(楽屋(2)系統)	天井隠蔽型390立方メートル/H×6mmAq	1
カルチャーセンター	控室(3)(4)	空調設備機器	排気ファン(控室(3)(4)系統)	低騒音型天井扇,200φ×210立方メートル/H×8mmAq	2
カルチャーセンター	1階ホール前室	空調設備機器	空調用換気扇(運営室系統)	天井隠蔽型450立方メートル/H×14mmAq	1
カルチャーセンター	廊下(1),トレーニング室	空調設備機器	空調用換気扇(ミーティング室(1)(2)系統)	天井隠蔽型450立方メートル/H×11mmAq	2
カルチャーセンター	トレーニングルーム	空調設備機器	空調用換気扇(トレーニング室系統)	天井隠蔽型480立方メートル/H×7mmAq	1
カルチャーセンター	指導室	空調設備機器	空調用換気扇(指導室系統)	天井隠蔽型90立方メートル/H×5mmAq	1
カルチャーセンター	事務室	空調設備機器	空調用換気扇(事務室系統)	天井隠蔽型930立方メートル/H×14mmAq	1
カルチャーセンター	所長室	空調設備機器	空調用換気扇(所長室系統)	天井隠蔽型90立方メートル/H×6mmAq	1
カルチャーセンター	会議室	空調設備機器	空調用換気扇(会議室系統)	天井隠蔽型480立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	応接室	空調設備機器	空調用換気扇(応接室系統)	天井隠蔽型360立方メートル/H×7mmAq	1
カルチャーセンター	休養室	空調設備機器	空調用換気扇(休養室系統)	天井隠蔽型90立方メートル/H×5mmAq	1
カルチャーセンター	食堂・喫茶	空調設備機器	空調用換気扇(食堂・喫茶系統)	天井隠蔽型975立方メートル/H×16mmAq	2
カルチャーセンター	2階ロビー	空調設備機器	空調用換気扇(調光・調整機械室, スポットライト室系統)	天井隠蔽型510立方メートル/H×23mmAq	1
カルチャーセンター	厨房休養室	空調設備機器	空調用換気扇(厨房休養室系統)	天井隠蔽型30立方メートル/H×6mmAq	1
カルチャーセンター	2階調光・調整室	空調設備機器	空調用換気扇(調光・調整室系統)	天井隠蔽型90立方メートル/H×5mmAq	1
カルチャーセンター	2階研修室	空調設備機器	空調用換気扇(研修室系統)	天井隠蔽型1050立方メートル/H×16mmAq	1
カルチャーセンター	2階視聴覚室	空調設備機器	空調用換気扇(視聴覚室系統)	天井隠蔽型625立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	器具庫(3)	空調設備機器	空調用換気扇(医務室系統)	天井隠蔽型150立方メートル/H×9mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	還風機(AHU-3系統)	床置型シロッコファン,#4×23200立方メートル/H×48mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	還風機(AHU-4系統)	床置型シロッコファン,#3 1/2×9900立方メートル/H×28mmAq	1
カルチャーセンター	3階機械室	空調設備機器	排煙ファン	床置型排煙マイルドファン,#5 1/2×31600立方メートル/H×	1
温水プール	屋外	衛生設備機器	受水槽	SUS一体有効水量9.5立方メートル,W2.5×L2.5×H2.5,保温(30t),耐震強度1.0G	1
温水プール	機械室	衛生設備機器	自動給水ポンプユニット	吐出圧一定,自動交互並列運転,40φ×50φ×250mm/分×27m×2,全開外扇式,制御盤	1
温水プール	機械室	衛生設備機器	給湯タンク	ステンレス製(SUS444)容量4000ℓ,縦型,架台共,逃し弁,圧力計,温度計付属	1
温水プール	機械室	衛生設備機器	膨張タンク	密閉式,タンク容量259ℓ,膨張容量109ℓ,寸法600φ,封入圧力2.0Kg/cm ² ,最高使用圧力5.0Kg/cm ²	1
温水プール	機械室	衛生設備機器	一次側給湯循環ポンプ(給湯)	ラインポンプ50φ×360mm/分×7m×2,全開外扇式,BV65×1,CV65×1,FJ(球)50×2,圧力計付属(赤水対応品)	2
温水プール	機械室	衛生設備機器	過冷却循環ポンプ	ラインポンプ40φ×150mm/分×8m×2,全開外扇式,GV40×1,CV40×1,FJ(球)40×2,圧力計付属(赤水対応品)	2
温水プール	機械室	衛生設備機器	二次側給湯循環ポンプ(給湯)	ラインポンプ25φ×50mm/分×8m,全開外扇式,GV32×2,CV32×1,FJ(球)25×2,圧力計付属(赤水対応品)	1
温水プール	機械室	衛生設備機器	熱交用温水循環ポンプ	渦巻ポンプ65φ×50φ×720mm/分×12m,全開外扇式,BV100×2,CV100×1,FJ(球)65×2,圧力計付属,防振架台(スプリング)	1
温水プール	排水槽	衛生設備機器	排水ポンプ	水中ポンプ,50φ×250mm/分×10m,自動交互並列運転,GV50×1,CV50付属ケーブル18m,フロート(起動,停止,並列作動,湯警)警報盤,フロート付属ケーブル	2
温水プール	機械室	プール設備機器	全自動砂ろ過機	ろ過能力170t/H,電動5方弁による全自動砂ろ過(逆洗-洗浄)型,ろ材支持材砂利(セラムック),本体SUS製φ2400,電動5方弁口	1
温水プール	機械室	プール設備機器	ろ過循環ポンプ	ステンレス製渦巻きポンプ全開外扇防滴形100φ×125φ×2840mm/分×28m,4P,ハヤキキャッチャー450φ×580H,SUS製,口径150A,ストレーナー-SUS304,防振架台(スプリング式),パッドライ200A×2,球形FJ150A×2,CVSUS200A×1,オゾン合流管200A/40A,×1,	1

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
温水プール	機械室	プール設備機器	凝集剤注入器	ダイヤワム式定量ポンプ55m ³ /分×10Kg/cm ² 付属品サイホン 阻止弁,サクションフィルター,プレートホース14m,薬液タンク(PE製)200ℓ	1
温水プール	機械室	プール設備機器	塩素滅菌器	ダイヤワム式定量ポンプ(流量比例型)55m ³ /分×10Kg/cm ² 付 属品サイホン阻止弁,サクションフィルター,プレートホース8m,薬液タンク (PE製)200ℓ	1
温水プール	機械室	プール設備機器	オゾン浄化装置	オゾナイザーユニット,オゾン発生量35g/H,オゾン濃度75g/N立 屋内自立 測定項目(デジタル表示)水温,白金測温抵抗体,25m ² 幼児プール表示,遠方(監視室),取出し端子付	1
温水プール	機械室	プール設備機器	水質監視装置	測定項目(デジタル表示),残留塩素PH,残留塩素電極ホーロークラフ 法,2ペーン式,PH電極内部液無補給型複合電極,自動残塩コントロ ル機能付,記録計(水温含)付,残留塩素,PH,遠方(監視室),取出し	1
温水プール	機械室	プール設備機器	熱交換器	交換熱量194000Kcal/H,プレート式,フレームSS,プレートSUS316,比 例混合形三方弁付,一次側48~43°C,650ℓ/分,二次側29~ 27.8°C,2670ℓ/分	1
温水プール	機械室	プール設備機器	熱交換器	交換熱量22000Kcal/H,プレート式,フレームSS,プレートSUS316,比 例混合形三方弁付,一次側48~43°C,75ℓ/分,二次側30~ 28.5°C,250ℓ/分	1
温水プール		衛生器具	和風大便器	C750V	6
温水プール		衛生器具	洋風大便器	C48	3
温水プール		衛生器具	身障者用大便器	C48AS	4
温水プール		衛生器具	小便器	UFS610C	5
温水プール		衛生器具	洗面器	L221CF	6
温水プール		衛生器具	洗面器	L507	8
温水プール		衛生器具	洗面器	L507	4
温水プール		衛生器具	身障者用洗面器	L103A	2
温水プール		衛生器具	手洗器	L21N	3
温水プール		衛生器具	掃除流	SK22A	3
温水プール		衛生器具	小型電気温水器	10ℓ,1.5Kw	1
温水プール	機械室	空調設備機器	冷房循環ポンプ(1次側 冷水)	ライン型,50φ×360ℓ/分×7m,BV65×1,CV65 FU(球)50×2, 圧力計付属,全閉外扇式	2
温水プール	機械室	空調設備機器	コンデンサー循環ポン プ(1次側温水)	渦巻型,65φ×50φ×600ℓ/分×10m,BV65×2,CV65 FU(球)65×2,圧力計付属,防振架台(スプリング)全閉外扇式	2
温水プール	機械室	空調設備機器	排熱循環ポンプ(排熱)	ライン型,50φ×400ℓ/分×5.5m,BV65×1,CV65 FU(球)50×2, 圧力計付属,全閉外扇式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水循環ポンプ(二次側 温水:エアハンドリングエニ ット用)	渦巻型,65φ×50φ×670ℓ/分×12m,BV100×2,CV100 FU(球)50×1,65×1,圧力計付属,防振架台(スプリング)全閉外扇 式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水循環ポンプ(二次側 温水:管理棟ファンコイル 用)	ライン型,50φ×300ℓ/分×18m,BV80×1,CV80 FU(球)50×2, 全閉外扇式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水循環ポンプ(二次側 温水:管理棟ファンコイル 用)	ライン型,32φ×32ℓ/分×8m,BV25×1,CV25 FU(球)25×2,全 閉外扇式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水循環ポンプ(二次側 温水:床暖房用)	ライン型,32φ×105ℓ/分×17m,BV50×1,CV32 FU(球)32×2, 全閉外扇式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	冷水循環ポンプ(二次側 温水:管理棟ファンコイル 用)	ライン型,50φ×300ℓ/分×18m,BV80×1,CV80 FU(球)50×2, 全閉外扇式	1
温水プール	機械室	空調設備機器	冷水タンク立型	3000ℓ,1200φ×3315H,鋼板製エポキシ樹脂(内面),鋼製架台,温 度計圧力計逃し弁共	1
温水プール	機械室	空調設備機器	冷水タンク立型	3000ℓ,1200φ×3315H,鋼板製エポキシ樹脂(内面),鋼製架台,温 度計圧力計逃し弁共	1
温水プール	機械室	空調設備機器	密閉膨張タンク	300ℓ,膨張容量240ℓ,600φ×1125H,(温水用)封入圧力 4.0Kg/cm ² ,第2種圧力容器	1
温水プール	機械室	空調設備機器	密閉膨張タンク	174ℓ,膨張容量66ℓ,400φ×1456H,(冷水用)封入圧力 4.0Kg/cm ² ,第2種圧力容器	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水ヘッダー(往)	250φ×3100L,SGP架台圧力計共	1
温水プール	機械室	空調設備機器	温水ヘッダー(還)	250φ×3100L,SGP架台圧力計共	1
温水プール	機械室	空調設備機器	熱交換器(排熱用)	プレート式,交換熱量90000Kcal/H,一次側水量400ℓ/分,二次 側水量300ℓ/分,出入り口温度:一次側50~46.2°C,二次側20~ 15°C,フレームSS,プレートSUS304	2
温水プール	機械室	空調設備機器	ユニット型空気調和機	横型,加熱能力199500Kcal/H,温水水量670ℓ/分,コイル出入り口 温度48~43°C,風量36000立方ℓ/H,機外静圧600Pa	1
温水プール	ホール	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上カセット二方向,12型,冷房能力9978Kcal,暖房能力 11664Kcal,冷温水水量30ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温 水48~43°C,風量2040立方ℓ/H	3
温水プール	男女更衣室	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上カセット二方向,8型,冷房能力7105Kcal,暖房能力8420Kcal, 冷温水水量20ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C, 風量1290立方ℓ/H	4
温水プール	医務室	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上カセット二方向,4型,冷房能力3547Kcal,暖房能力4198Kcal, 冷温水水量10ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C, 風量690立方ℓ/H	1
温水プール	事務室・監視室	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上カセット二方向,3型,冷房能力2640Kcal,暖房能力3128Kcal, 冷温水水量7.5ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C, 風量522立方ℓ/H	2
温水プール	ホールトレーニングルーム	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上埋込み,12型,冷房能力9450Kcal,暖房能力11478Kcal,冷温 水量30ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C,風量 2040立方ℓ/H	5
温水プール	見学席	空調設備機器	ファンコイルユニット	ビルトイン,8型,冷房能力7582Kcal,暖房能力10036Kcal,冷温水 水量20ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C,風量 1776立方ℓ/H	2
温水プール	身障者見学席	空調設備機器	ファンコイルユニット	天上カセット二方向,3型,冷房能力2640Kcal,暖房能力3128Kcal, 冷温水水量7.5ℓ/分,冷温水入口温度:冷水12~7°C,温水48~43°C, 風量522立方ℓ/H	1
温水プール	採暖室	空調設備機器	ファンコンベクター	天上カセット二方向,3型,暖房能力3020Kcal,温水水量6ℓ/分,温 水入口温度:温水48~43°C,風量522立方ℓ/H	1
温水プール	親子更衣室	空調設備機器	ファンコンベクター	天上カセット二方向,3型,暖房能力3020Kcal,温水水量6ℓ/分,温 水入口温度:温水48~43°C,風量522立方ℓ/H	1
温水プール	男女更衣室	空調設備機器	全熱交換器	天上埋込,風量1000立方ℓ/H,静圧176.5mmAq,消音形給排気 グリル2×2分岐タケ	2

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
温水プール	見学席	空調設備機器	全熱交換器	天上埋込,風量650立方メートル/H,静圧161.8mmAq,消音形給排気グリル2×1分岐ダクト	1
温水プール	トレーニングルーム	空調設備機器	全熱交換器	天上埋込,風量500立方メートル/H,静圧147.1mmAq,加湿1.57Kg/H	2
温水プール	監視室	空調設備機器	全熱交換器	天上埋込,風量150立方メートル/H,静圧98.1mmAq,消音形給排気グリル2×1分岐ダクト	1
温水プール	事務室	空調設備機器	全熱交換器	天上埋込,風量150立方メートル/H,静圧98.1mmAq,消音形給排気グリル2×1分岐ダクト	1
温水プール	機械室	空調設備機器	排気ファン	天井吊型シロッコファン,塩ビ製,#2×3100立方メートル/H×	1
温水プール	ピット	空調設備機器	排気ファン	有圧扇,300φ×1000立方メートル/H×50mmAq	1
温水プール	男女シャワー	空調設備機器	排気ファン	ストレートシロッコファン,耐湿型,#1 1/2×1000立方メートル/H×120mmAq	2
温水プール	一般女子便所	空調設備機器	排気ファン	ストレートシロッコファン,消音型,#1 1/2×850立方メートル/H×120mmAq	1
温水プール	男女更衣便所	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音型,150φ×400立方メートル/H×80mmAq	2
温水プール	器具庫B	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音型,150φ×400立方メートル/H×60mmAq	1
温水プール	親子更衣室	空調設備機器	排気ファン	天井扇,プラスチック,150φ×300立方メートル/H×60mmAq	1
温水プール	器具庫C	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音型,150φ×170立方メートル/H×70mmAq	1
温水プール	身障者見学席	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音インテリア型,100φ×120立方メートル/H×60mmAq	1
温水プール	自販機置場	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音型,100φ×100立方メートル/H×60mmAq	1
温水プール	医務室器具庫	空調設備機器	排気ファン	天井扇,低騒音オール金属型,150φ×200立方メートル/H×	1
温水プール	採暖室	空調設備機器	排気ファン	天井扇,プラスチック低騒音型,100φ×120立方メートル/H×	1
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	ヒートポンプ	加熱能力240Kw	1
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	ヒートポンプ	加熱能力240Kw	1
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	ゾンデ循環ポンプ		2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	ゾンデ蒸発器	プレート型	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	冷房蒸発器	プレート型	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	温水蒸発器	プレート型	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	給湯蒸発器	プレート型	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	過冷却熱交換器	シェル&コイル型	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	ゾンデ用膨張タンク	密閉型600L	2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	廃熱二次循環ポンプ		2
温水プール	採暖室	熱源機器(土木工事)	地熱ゾンデ	100m	19
		排水処理施設	長時間バッキ方式,排水処理槽	鉄筋コンクリート造半地下構造式 700人槽 1日平均汚水量110立方メートル/日 流入BOD200ppm,放流BOD20ppm,放流SS50ppm	1
		排水処理槽機器表	排砂装置	エアリフト式, VP75φ	1
		排水処理槽機器表	散気装置	ディスク型, 200ℓ/分	2
		排水処理槽機器表	消泡装置	コック式, 10ℓ/分	1
		排水処理槽機器表	荒目スクリーン	SUS304,50m/m目	1
		排水処理槽機器表	スクリーンカスコ	SUS304	1
		排水処理槽機器表	ハイパスゲート	PVC,W700×H800	1
		排水処理槽機器表	コンピューター用ゲート	PVC,W400×H800	1
		排水処理槽機器表	コンピューター	80立方メートル/H,直下型	1
		排水処理槽機器表	細目スクリーン	SUS304,20m/m目	1
		排水処理槽機器表	汚水ポンプ	100φ×1.33立方メートル/分,×6m	2
		排水処理槽機器表	調整槽用ブロー	65φ×1.5立方メートル/分,×4000mm/Aq	2
		排水処理槽機器表	散気装置	ディスク型, 200ℓ/分	12
		排水処理槽機器表	汚水計量ポンプ	50φ×0.11立方メートル/分,×6m	2
		排水処理槽機器表	汚水計量タンクⅠ	SUS304,110立方メートル処理W600×L1200×H500	1
		排水処理槽機器表	汚水計量タンクⅡ	SUS304,55立方メートル処理W600×L1200×H500	1
		排水処理槽機器表	電動弁	65φボール弁	2
		排水処理槽機器表	ばつ気用ブロー	65φ×1.6立方メートル/分,×4000mm/Aq	3
		排水処理槽機器表	散気装置	ディスク型, 200ℓ/分	16
		排水処理槽機器表	消泡装置	コック式, 10ℓ/分	18
		排水処理槽機器表	DO計	多積型	1

別紙7 広島県立みよし公園機械設備一覧表

施設名	設置場所	分類	名称	仕様・性能	数量
		排水処理槽機器表	センターウエル	FRP,500φ×1600L	1
		排水処理槽機器表	越流堰	PVC3400×3500, Vノッチ式	1
		排水処理槽機器表	スカムスキーマ	PVC,75φ	1
		排水処理槽機器表	汚泥返送装置	SS41,100φエアリフト式,垂鉛メッキ仕上	1
		排水処理槽機器表	汚泥計量タンク	SUS304,W600×L1000×H500	1
		排水処理槽機器表	電動弁	125A/バタフライ弁	4
		排水処理槽機器表	電動弁	32Aボール弁	7
		排水処理槽機器表	消泡ポンプ	50φ×0.09立方メートル/分,×12m	1
		排水処理槽機器表	塩素滅菌器	PVC1500錠	1
		排水処理槽機器表	流量計	潜水型, 記録計付50A	1
		排水処理槽機器表	放流ポンプ	65φ×0.58立方メートル/分,×8m	2
		排水処理槽機器表	汚泥バツフル	PVC,500φ×H1100×t10	1
		排水処理槽機器表	汚泥移送装置	SS41,80φエアリフト式,垂鉛メッキ仕上	1
		排水処理槽機器表	汚水排除ポンプ	50φ×0.12立方メートル/分,×6m	1
		排水処理槽機器表	汚水移送タンク	SUS304,W500×L1000×H500	1
		排水処理槽機器表	散気装置	ディスク型, 200ℓ/分	2
		排水処理槽機器表	動力制御盤	屋内自立型W1600×L500×H2000	1
		排水処理槽機器表	給気消音ダクト	PVC,W500×L500×H1300内部GL貼	1
		排水処理槽機器表	排気消音ダクト	PVC,W500×L500×H1300内部GL貼	1
		排水処理槽機器表	発電機	ラジエター冷却式45KVA×3600rpm,灯油	1
		排水処理槽機器表	換気扇	消音ダクト付	1
		排水処理槽機器表	制水扉Ⅰ	500φ電動式シャフト長3.5m	1
		排水処理槽機器表	制水扉Ⅱ	500φ電動式シャフト長1.5m	1
		排水処理槽機器表	制水扉Ⅲ	500φ電動式シャフト長4.0m	1
		排水処理槽機器表	ヘッダー	SS製,125φ	1
		排水処理槽機器表	流量計用堰板	PVC製,W400×H800×t10	1

<自動ドア>

施設名	分類	メーカー	数量
	自動ドア(引分)	ナブコ	2台
	自動ドア(片引)	ナブコ	2台
	自動ドア(引分)	ナブコ	2台

別紙8 広島県立みよし公園設備保守点検業務一覧表

区分	施設・設備	定期点検	備考	日常点検	備考			
電気設備	電灯設備・動力設備	照明器具	年1回	※建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条点検対象	月1回			
		分電盤・開閉器箱・照明制御盤	年1回					
		制御盤	年1回					
		幹線	年1回					
	受変電設備	年1回	一部作業は3年または6年に1回	週1回(一部作業は月1回)				
	自家発電設備	年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象(切換試験) 一部作業は年1回または3年ないし6年に1回	週1回(一部作業は月1回)				
	太陽光発電設備	年1回		月1回				
	通信・情報設備	構内情報通信装置	構内インターネット設備	年1回			—	
			電話等	年2回(半年ごと)	一部作業は年1回		—	
		拡声装置(消防法の適用を受けないもの)		年1回			—	
			拡声装置(消防法の適用を受けるもの)	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による		—	
		誘導支援装置	インターホン、トイレ呼び出し装置	年1回			—	
			音響・映像装置	年1回			—	
		情報表示装置	時刻表示装置等	年1回			—	
		テレビ共同受信装置		年1回			—	
監視カメラ装置			年1回		—			
防犯・入退室管理装置			年1回	警備会社所有品	—			
外灯		年1回		月1回				
雷保護設備		年1回	※建築基準法第12条点検対象	月1回				
構内配電線路・構内通信線路		年1回		月1回(浸水の有無3カ月に1回)				
機械設備	空気調和等関連機器	送風機	年2回(半年ごと)	一部作業は年1回	週1回			
		天井扇・有圧換気扇	年1回		週1回			
	給排水衛生機器	全熱交換器	年2回(半年ごと)	一部作業は年1回	週1回			
		受水槽	年1回	※建築基準法第12条点検対象	月1回			
		ポンプ	年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象 一部作業は年1回	週1回			
		循環ろ過装置	月1回	温水プール用	毎日			
	ダクト・配管	衛生器具	便器、洗面器	年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象	—		
		ダクト、配管		年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象	—		
	水質管理	空調機器用の水質管理	年数回(備考欄に示す)	年1回シーズンイン	月1回シーズンオン	—		
	排水処理設備	ポイラー用の水質管理		毎日		—		
		処理対象人数700人、処理能力110m ³ /日		週1回	年1回: 汚泥抜取、浄化槽法定検査	—		
	温熱源機器	ポイラー	年数回(備考欄に示す)	年1回シーズンイン	月1回シーズンオン	毎日(監視:2時間に1回)		
	冷熱源機器	ヒートポンプユニット		年数回(備考欄に示す)	年2回(冷暖房)シーズンイン	年2回(冷暖房)シーズンオフ	年2回(冷暖房)シーズン	毎日
			吸収冷温水機	年数回(備考欄に示す)	年2回(冷暖房)シーズンイン	年2回(冷暖房)シーズンオフ		毎日
		パッケージ型空調機	年数回(備考欄に示す)	年1回シーズンイン		月1回シーズンオン	毎日	
冷却塔		年数回(備考欄に示す)	年1回シーズンイン	年1回シーズンオフ	月1回シーズンオン	週1回		
ユニット型空調機		年数回(備考欄に示す)	年2回(冷暖房)シーズンイン		月1回シーズンオン	月1回		
ファンコイルユニット	年数回(備考欄に示す)	年2回(冷暖房)シーズンイン			月1回			
監視制御装置	中央監視制御装置	年2回(半年ごと)	一部作業は年1回		毎日			
自動制御装置		年1回			—			
防災設備	消火設備	消火器	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
		消火栓設備	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
		消火設備	粉末消火設備など	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—		
	警報設備	自動火災報知設備等	通常火災用、ガス漏れ用、漏電用等	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—		
		非常警報設備		年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—		
	避難設備	誘導灯及び誘導標識	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
	消火活動上必要な設備	排煙設備	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
	非常電源・配線設備	非常用発電機	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
		配線	年数回(備考欄に示す)	年2回(機器点検) 年1回(総合点検) ※有資格者による	—			
	非常用照明装置		年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象 一部作業は年1回	—			
防火戸・防火シャッター		年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象 一部作業は年1回	—				
排煙設備		年2回(半年ごと)	※建築基準法第12条点検対象 一部作業は年1回	—				
その他避難設備		避難バルコニー、廊下など	年1回	※建築基準法第12条点検対象	—			
搬送設備	エレベーター	月1回	※建築基準法第12条点検対象 一部作業は年4回(3カ月ごと)または年2回(半年ごと)ないし年1回	毎日				
法定検査(例)	特殊建築物定期点検	3年1回						
	建築設備定期点検	年1回						
	防火設備定期点検	年1回						
	防火対象物定期点検	年1回						
	フロン改正法による簡易点検	年4回						
	非常用発電機負荷試験	年1回						
	簡易専用水道検査	年1回						
	爆煙濃度測定	年2回						
	地下タンク漏洩検査	年1回						
	飲料水水質検査	年2回						
プール水水質検査	毎月							

・法定点検の対象となるものについては、当該作業に係る定期点検と法定点検を兼ねてよい。
 ・備考欄の一部作業の詳細は国土交通省営繕部監修 建築保全業務共通仕様書 最新版による。

参考資料1 広島県立みよし公園 利用及び収入状況

直近3箇年の利用及び収入状況は下記のとおりです。
 なお、コロナ前の参考値として、平成30年度のデータも掲載しています。

1 利用人数 (人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成30年度(参考)
カルチャーセンター	29,235	47,908	51,873	71,245
野外ステージ・文化の広場	7,391	6,310	3,730	23,798
パークゴルフ場	6,288	6,504	4,577	9,467
テニスコート	2,522	2,187	2,480	2,438
プール	25,308	24,690	23,090	42,933
トレーニング室	5,212	8,493	8,774	10,741
無料施設	323,979	344,834	331,258	538,394
合 計	399,935	440,926	425,782	699,016

2 施設ごとの収入状況 (千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成30年度(参考)
カルチャーセンター	4,958	6,526	7,113	7,098
野外ステージ・文化の広場	56	360	428	127
パークゴルフ場	2,524	2,503	1,947	3,847
テニスコート	420	367	406	351
プール	6,251	7,222	7,539	10,122
トレーニング室	1,656	2,635	2,896	3,264
合 計	15,865	19,613	20,329	24,809

参考資料2 広島県立みよし公園 光熱水量

R4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気	使用量(kWh)	101,526	85,459	81,893	78,431	98,402	96,050	81,900	79,675	93,146	125,142	127,919	91,486	1,141,029
ガス	使用量(m ³)	23	23	21	23	24	14	1	0	0	0	0	0	129
水道	使用量(m ³)	1,858	1,857	2,034	2,034	2,084	2,083	2,181	2,180	1,564	1,564	1,396	1,396	22,231
灯油	使用量(L)				8,000		4,000			4,000		4,000		20,000

R5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気	使用量(kWh)	80,478	79,500	77,189	90,917	93,876	87,756	76,477	94,686	120,074	125,456	109,734	108,734	1,144,877
ガス	使用量(m ³)	0	0	0	0	0	1	2	1	2	4	1	0	11
水道	使用量(m ³)	1,390	1,390	1,577	1,577	1,497	1,496	1,613	1,613	1,312	1,312	1,355	1,354	17,486
灯油	購入量(L)				4,000	8,000		4,000		4,000		4,000		24,000

R6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気	使用量(kWh)	78,994	78,346	79,265	90,188	100,206	90,918	74,328	91,531	119,176	130,932	125,508	106,978	1,166,370
ガス	使用量(m ³)	0	0	0	0	0	1	2	3	5	7	7	7	32
水道	使用量(m ³)	1,520	1,520	1,570	1,570	1,596	1,595	1,596	1,595	1,578	1,578	1,335	1,334	18,387
灯油	使用量(L)		4,000			8,000	4,000	4,000	4,000		2,000		4,000	30,000